NISEKO
HOKKAIDO JAPAN

開発案件に関する紹介・資料集

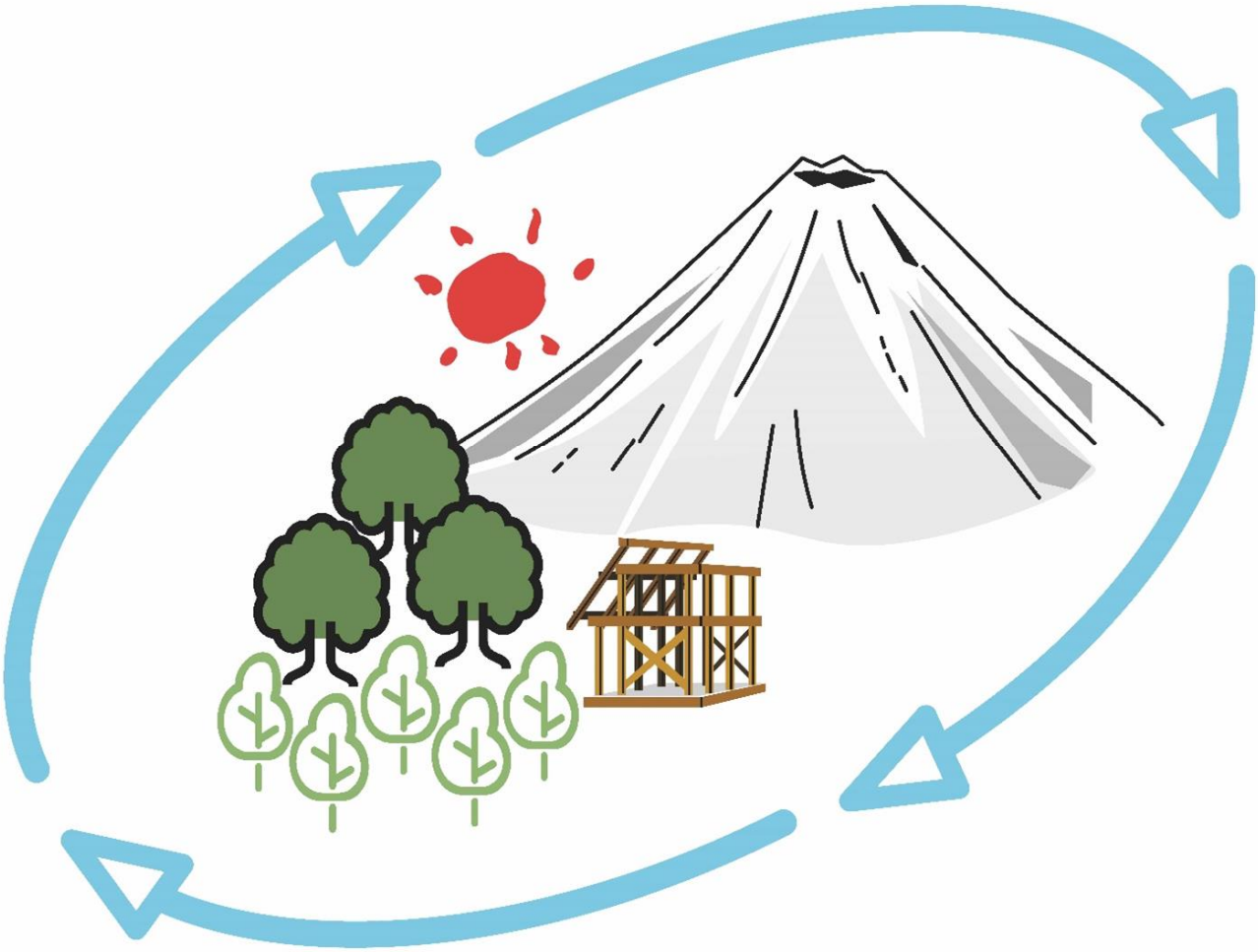

Ver.2
更新：2025/8

本資料の主旨・目的

ニセコ町は、町縁の文豪 有島武郎の遺訓「相互扶助」の精神を日々の暮らしの中で引き継ぎ、2001年には全国で初となる自治基本条例「まちづくり基本条例」を制定し、住民参加と情報共有による、住民が主役のまちづくりを進めています。

また、町民の暮らしや町の2大産業である農業と観光業も、豊かな自然環境・景観が基盤となっているとの考えから、環境を基軸としたまちづくりを実践しています。

これらの取組は、環境モデル都市やSDGs未来都市として国から選定、国連世界観光機関から「ベストツーリズムビレッジ」として認定されているほか、新たに気候非常事態宣言やゼロカーボン宣言なども行い、持続可能なまちづくりに向けたチャレンジを続けています。

ニセコ町の人口は、1980年に下げ止まり、以降横ばいとなり、2000年からは増加傾向が続いています。このことは、先人たちの先見的取組や住民主体の自治によるまちづくりの地道な積み重ねによるものと考えております。

我々は、脈々と培ってきた地域の宝（自然環境、景観、産業、人など）を、失うことなく、さらに価値を高めながら将来へと引き継いでいかなければなりません。

近年、ニセコ町の様々な価値・魅力がけん引となり、さらに地域に賑わいや新たな価値をもたらす開発案件が町内では進められ、また、予定されているところです。

本資料では、ニセコ町で開発事業を進める方に、ニセコ町のまちづくりの原則である「住民参加」と「情報共有」のプロセスをご理解いただくとともに、地域や開発者ひいては将来の担い手にとって、より魅力的で価値のある開発となるよう、まちづくりや開発に対する町の考え方をお伝えします。また、開発を進める方には、乱開発を未然に防ぎ、優良な開発を促進するための各種規制・ルールについての理解を深めていただき、町の方針に賛同・共感くださる、まちづくりのパートナーとしての役割を期待します。

本資料は、①町の基本的な考え方、②各種のルール・開発規制、③連携の取組、の3部構成となっています。

それぞれの開発案件に対して、本資料で掲載していない確認事項・許認可事項もありますので、ご了承ください。また、国や北海道の制度等については、それぞれ国や北海道の担当部署において必ずご確認ください。

【ニセコ町まちづくり基本条例前文】

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。



有島武郎
1922年7月18日、土地共有による有島農場の無償解放を宣言し、当時の社会にさまざまな反響を呼んだ

目次

I. 町の基本的な考え方

町の政策や考え方について　⇒　企画環境課

① まちづくり基本条例　・・・・P.1

② 環境や開発に対する考え方　・・・・P.7

お問合せ先　①･･･経営企画係　（内線:0136-56-8837）

②･･･環境モデル都市推進係　（内線:0136-56-8837）

II.　ルール・開発規制

建築全般、準都市計画について　⇒　都市建設課

① 景観条例　・・・・P.14

① 準都市計画　・・・・P.25

② 町道・河川　・・・・P.27

地下水、環境保全について　⇒　企画環境課

③ 水道水源保護条例　・・・・P.28

③ 地下水保全条例　・・・・P.30

③ 再生可能エネルギーの適切な促進に関する条例　・・・・P.32

③ 気候変動対策推進条例　・・・・P.34

農業振興地域、農用地、森林地域について　⇒　農政課

④　担当課へ直接お問い合わせください

ZERO CARBON HOKKAIDO NISEKO

自然公園地域、宿泊税について　⇒　商工観光課

⑥宿泊税・観光ビジョンについて　・・・・P.35

※詳細は担当課へ直接お問い合わせください

町水道について　⇒　上下水道課

給水区域図　・・・・P.40

※詳細は担当課へ直接お問い合わせください

埋蔵文化財包蔵地について　⇒　教育委員会町民学習係

⑦ 担当課へ直接お問い合わせください

お問合せ先　①･･･都市計画係 （0136-56-8846）
②･･･土木管理係 （0136-56-8846）
③･･･環境モデル都市推進係 （0136-56-8837）
④･･･町民生活係(0136-56-8839)
⑤･･･農政係、林業再生係、農業委員会(0136-56-8841)
⑥･･･商工観光係 （0136-56-8843）
⑦･･･町民学習係 （0136-44-2101）

III.　連携の取組

ふるさと納税について　⇒　企画環境課

① 個人版ふるさと納税　・・・・P.43

② 企業版ふるさと納税　・・・・P.44

お問合せ先　①、②･･･経営企画係 （0136-56-8837）

ZERO CARBON HOKKAIDO NISEKO

I.　町の基本的な考え方



ニセコ町のまちづくりの取り組み

1. 基本概念

まちづくりのテーマ（基本構想）『住むことが誇りに思えるまちづくり』
～ 暮らしやすさが実感できる、元気とやすらぎのあるまちづくり ～

テーマ具現化の保障
まちづくりの共通ルール
まちの「憲法」として

ニセコ町まちづくり基本条例

平成12年12月成立
平成13年　4月施行
平成17年12月一次改正
平成22年　3月二次改正
平成26年　3月三次改正なし
平成30年　3月四次改正なし

まちづくりの2大原則

情 報 共 有

原則（まちづくり基本条例第 2 条） ※抜粋
まちづくりは、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない

（ニセコ町情報公開条例前文） ※一部加工
個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、公正で分かりやすいまちづくりを推進する

町民の権利（まちづくり基本条例第 3 条）
わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する

町（議会、執行機関等）の責務
・説明責任（同第 4 条）
・情報の収集及び管理（同第 8 条）
↓ ↑
・個人情報の保護
（同第 9 条、ニセコ町個人情報保護条例）

住 民 参 加

原則（まちづくり基本条例第 5 条）
町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する

町民の権利（同第 10 条） ※抜粋
わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する

未成年の町民の権利（同第 11 条）
満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する

議会、町長の責務（同第 17～35 条）
・議会は広く町民から意見を求める
・町民の信託に応えた町政
・町職員は「まちづくり専門スタッフ」
・附属機関（審議会など）への公募委員配置
・意見・要望・苦情などへの応答義務

町民の責務（同第12条）
わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない

Copyrights (C) 2021 NISEKO Town all rights reserved

2. 実践の積み重ねによる基本概念の達成

○情報共有の取組み　～透明性の確保・説明責任の明確化～

・文書管理（ファイリング）システム・原則公開の諸会議、委員会及び会議録の公表
・財政の透明化（財政危機突破計画、予算編成、予算ヒヤリングの公開
・財政状況の公表、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」の発行、
・情報公開条例、個人情報保護条例（平成11年4月施行）


会議は原則全て公開
予算ヒヤリングの様子

＜広報広聴事業の充実＞
・まちづくり広聴箱、「私の意見」（手紙、メール）
・メディアミックスによる効果的な情報発信（課題提示型広報誌「広報ニセコ」、公式ウェブサイト、コミュニティFM、ツイッター、フェイスブック（英訳・韓訳）など）

・まちづくり町民講座　・まちづくり懇談会
・「こんにちは（おばんです）町長室」
・まちづくりトーク　・まちづくり講演会


まちづくり町民講座では、みんさんと一緒に議論を深める
外国人のみなさんとも

○住民参加の取組み　～自らが責任を持って行動するまちづくり～

・各種委員公募　・まちづくり委員会　・ふるさとづくり寄付制度（条例）
・条例や計画を制定、改廃する際の住民参加義務付け
・事業ごとの住民検討会議（中心市街地、道の駅、温泉施設など）
・住民自らの事業企画、運営（NPO法人による学習交流センター「あそぶっく」運営）
・コミュニティ支援（まちづくりサポート事業）
・町民投票制度（最終手段として担保）

＜未成年者の住民参加の保障＞
・子ども議会　・小中学生まちづくり委員会


多様な参加（こどもまちづくり委員会・こども機会）

○取組みを支えるために
～町職員「まちづくり専門スタッフ」の育成～

・職員研修の充実（政策法務能力の向上、人的ネットワークの充実）
　→自ら考え行動できる職員＝自律して町民とともに歩む職員・組織づくり
・さまざまな連携（インターンシップ受入、CIR・ALT配置、研究会や学会への参加など）
・横断的な職務遂行、職員プロジェクトチーム3
・ファイリングシステムの活用など、効率的な情報共有・業務運営

3. ニセコ町まちづくり基本条例の概説

「ニセコ町まちづくり基本条例」の概説です。
条文ごとの解説は、ニセコ町公式ウェブサイトに掲載してありますので、そちらをご覧ください。
まちづくり基本条例のページ
https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/machizukuri_jorei/

○「自治基本条例」としての性格
本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものである。「自治基本条例」は、憲法その他国法に準ずべきものがなく、地方分権を進める中での新たな概念である。住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨（住民自治及び団体自治）を法的側面から支える条例として期待される。今後この概念を自治のさまざまな実践の中で定着させていくことが、最も重要である。

○「基本条例ありき」ではないニセコ
自治基本条例制定の動きは、ともすれば条例制定そのものが最終目的にすりかわる危険性を持っている。本町では、これまでのさまざまな取組みを法令で裏打ちするために本条例を制定したのであり、条例制定は自治の実践が基盤にあってこそ可能である。
従って、本条例に盛り込まれた制度すべてを新たに運用するものではない。既に運用されている制度も多い。

○町民憲章との違い
本条例が基本理念だけを規定したものであれば、町民憲章と変わらない。また、制度だけを規定したものであれば、「基本」とすべき意味がない。本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特にわたしたち町民の権利を明示し保護する点、従来の町民憲章とは性質を異にするものである。そもそも、本条例が理念条例か制度条例かという分類にはなじまない。

○「育てる条例」としての位置づけ
本条例は、時代や社会経済の状況に応じ、わたしたち町民で「育てていく条例」である。本条例第５５条において、他の条例が本条例を尊重する規定（本町における条例の中の最高法規的性格）を技術的に担保しているが、本条例そのものの改廃については他の条例と同じ手続きを踏むものであり、「育てる」ことを妨げてはいない。

○条例に罰則はつきものか
本条例に罰則はない。社会一般に「条例」というと、「住民を縛りつけ、違反者は罰せられる」という捉え方をされがちである。本条例は自治の基本となるものであるため、条例の実効性は、わたしたち町民自らが実践することにより保つものであり、そこにおいては罰則を必要としない。

○「自治基本条例」という名称について
「まちづくり憲法」「まちづくりのきまり」など、より分かり易い条例の名称の検討が今後必要である。本条例に「条例」と名付ける必要があるのかという疑問が残ったが、「住民自治＝まちづくり」と捉え、「まちづくり基本条例」とした。

○本条例の運用により何が変わるのか
目に見えて変わることは少ない。いままでのニセコの取組みや実践を法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮することとなる。
まちづくりのためのしくみを具体的な権利や制度として定めたものであり、わたしたち町民自らの運用次第で、ニセコのまちづくりそのものも大きく変わる。

Copyrights (C) 2021 NISEKO Town all rights reserved

○「自治基本条例」が「条例」としてこだわる理由

本条例の性格から、「規則や要綱という形をとってもよいではないか」という議論がある。議会、そして町全体で議論して初めて町の憲法的性格を持つ存在となるため、町長の執行権内に留まる「規則」では、こうした存在となり得ない。

そもそも、本条例の制定意図は、まちづくりのための基本的な考え方やしくみを定めるものであり、自治の理念を町の姿勢として明確に持つためのものである。そのためには、自治体独自の最高法令である「条例」として制定することが必要である。

○本条例の下に規則や要綱を整備しない理由

自治体の「憲法」として本条例を考えると、理念と制度が混在する本条例に付随する規則や要綱は、かえって法令の体系を複雑化するだけであり、わたしたち町民にとっても分かりにくいものとなるため必要としない。一方で、本条例第５６条に規定する分野別の基本条例整備は、条例全体の体系化を進めるために必要となる。

○自治体「憲法」としての性格

本条例のような自治基本条例が、自治体のいわば「憲法」としての性格を持つという考え方の背景には、以下の2つの考え方がある。本条例は以下2つの考え方の両面を持ち、どちらにあてはまるかの判断は行っていない。

A　最高法規説～自治基本条例は個別条例や基本構想の上位に位置する最高法規（規範）として、名実共に自治体の最高条例とする考え方。（条例ピラミッドの頂点に自治基本条例が位置するという考え方。）

B　「串刺し」説～自治基本条例は個別条例や基本構想と並列であるが、それぞれのよって立つべき基本理念や原則を総合的に規定し、いわば串刺し的にそれぞれを貫くという考え方。

＜概念図＞

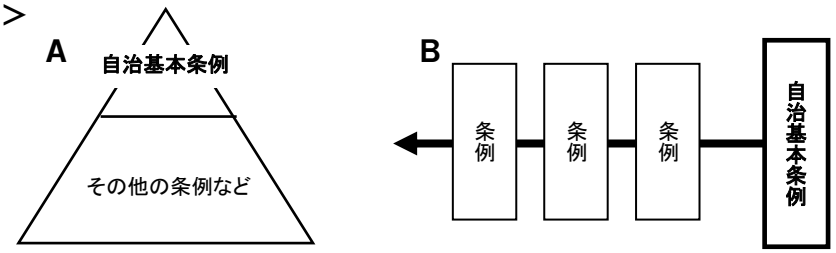

○「議会基本条例」及び「行政基本条例」としての性格

議会議員が町民からの信託をもとに活動を行うとき、また、町職員がまちづくりの「専門スタッフ」として仕事を進めるとき、本条例は、そのよって立つべき基本法令としての性格を併せ持っている。

※　議会に関する規定（第６章）は、本条例の一次改正（平成１７年１２月）により追加。

ニセコ町まちづくり基本条例の構造図

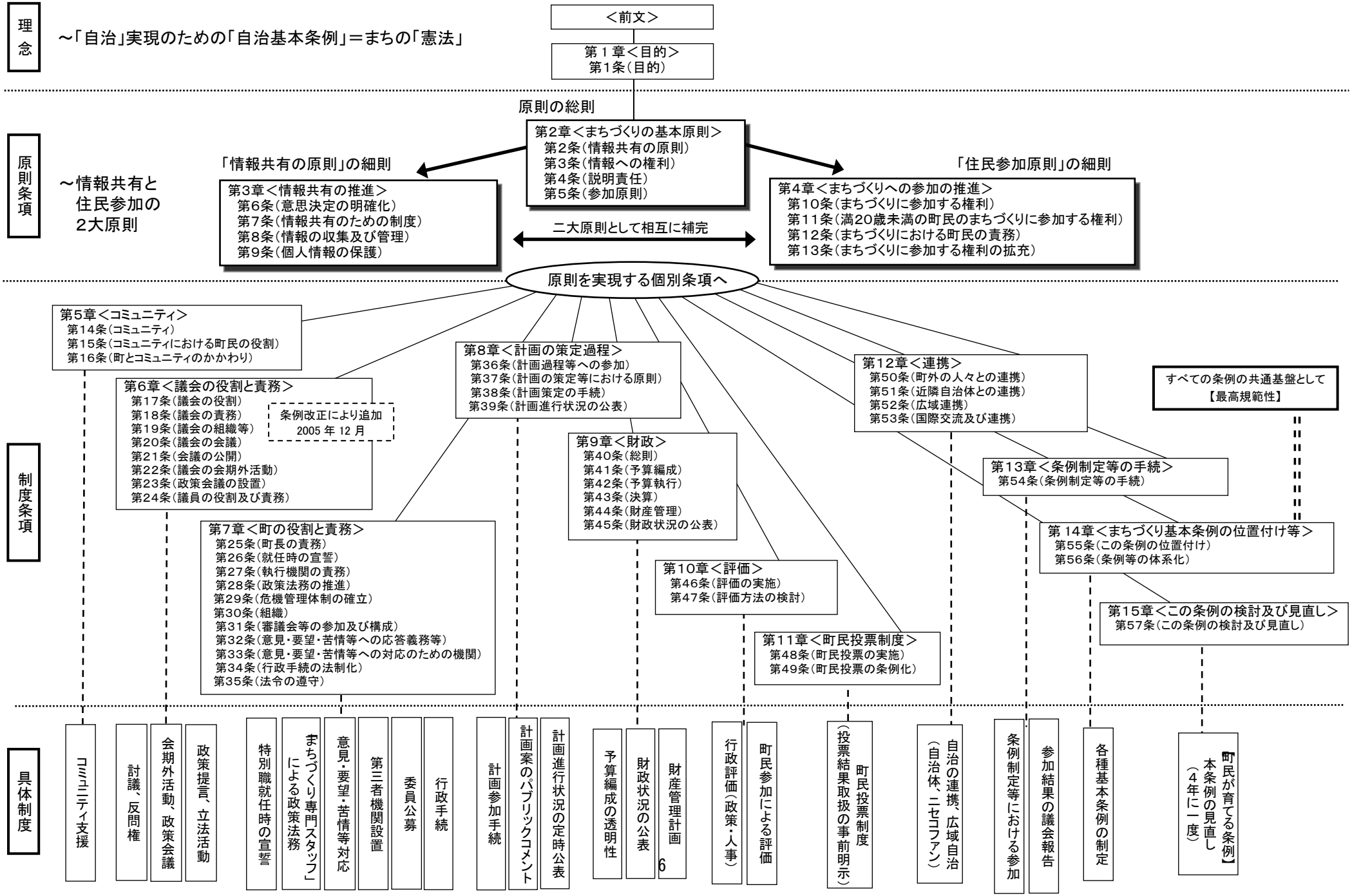

Copyrights (C) 2021 NISEKO Town all rights reserved

ニセコ町は豊かな自然環境や景観が基盤。

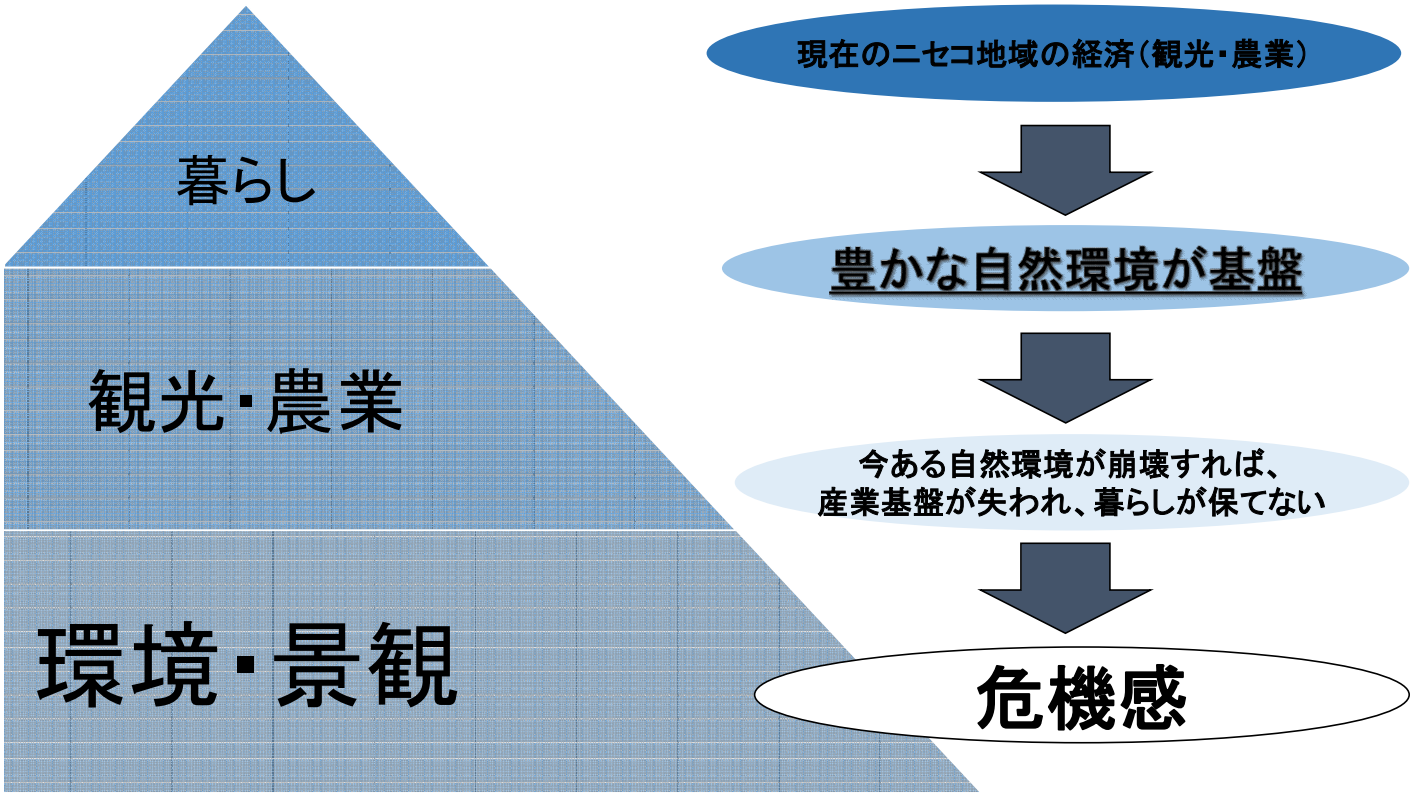

景観と自然を未来へ：第6次ニセコ町総合計画

基本理念

こども未来共創都市ニセコ

～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のこどもたちへ～

基本理念を支える5つの将来像
循環：ゆたかな自然環境を軸にエネルギーが循環するまち
連携：自然環境と調和した経済社会を持つまち
挑戦：まちの魅力を活かした新たな挑戦が、人と文化を育てるまち
共助：みんなが学びあい成長しながら、いきいきと暮らすまち
安心：だれもが安心して暮らせるまち

ニセコ町の4つの環境方針
（＋脱炭素・気候変動）



景観条例による眺望点指定

景観保全・開発規制	景観条例 準都市計画の設定 規制方針に共感する優良投資
資源・環境保全	環境基本条例、環境基本計画 水道水源保護条例・地下水保全条例 一般廃棄物処理計画、分別収集計画
地域内エネルギー循環政策	地球温暖対策実行計画（区域施策編） 環境モデル都市 スマートコミュニティ
脱炭素・気候変動対策	ゼロカーボン宣言・気候非常事態宣言 再エネ条例、自転車条例、(気候変動条例) 気候変動適応方針



堆肥センター

※トータルな環境政策が重要

ニセコ町の環境政策 ⇒ SDGs未来都市へ

２００１　まちづくり基本条例
２００２　環境基本計画
２００３　地球温暖化対策実行計画
２００４　環境基本条例
２０１１　地下水保全条例、水道水源保護条例
２０１２　第2期環境基本計画
２０１３　環境モデル都市 国より選定
　　環境モデル都市アクションプラン
２０１８　ＳＤＧｓ未来都市 国より選定
　　第2期環境モデル都市アクションプラン
２０２０　気候非常事態宣言
　　環境基本条例改正
　　再エネ条例、自転車条例
　　気候変動適応方針
２０２１　環境配慮型新庁舎完成

第５次ニセコ町総合計画
『環境創造都市ニセコ』
2012～（H24～35年度）

← 第４次ニセコ町総合計画（2002～）
『小さな世界都市』（H14～23年度）

SDGs未来都市 2018年
SDGsモデル事業

第2次環境基本計画（H24～H35）
「水環境のまちニセコ」
水循環の保全を基盤に、物質循環の保全と合わせて地域生活文化を守り育てる

地域新エネルギービジョン（H15）
地域省エネルギービジョン（H16）
地域省エネルギービジョン重点テーマ（H18）

観光振興計画（H21～H30） 観光ビジョン（R1～R10）
環境との調和、地域内経済活性化 など

農業振興計画（H26～、次期計画策定中）
地域循環型クリーン農業、地産地消、観光との連携 など

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
第2期環境モデル都市アクションプラン

2015年度比ＣＯ２排出量
2030年度までに44%削減
2050年度までに86%削減（＋α）

2014年（H26年）「環境モデル都市」
2015年（H27年）「プラチナシティ」

ニセコ町の気候変動への対応

緩　和

温室効果ガスの排出量を2015年比で2050年までに86%削減（アクションプラン）

森林の適切な管理の推進による二酸化炭素の吸収量など

適　応

「ニセコ町気候変動適応方針」の策定

（次頁）

環境関連条例の制定

◎環境基本条例の改正
- 再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例の制定
- 自転車の適切な利用を促進する条例
- 気候変動対策推進条例（検討中）　など

森林ビジョンの策定

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ｾﾞﾛｶｰﾎﾞﾝ）

ニセコ町気候非常事態宣言

NISEKO HOKKAIDO JAPAN

世界中で様々な異常気象が観測されており、WMO(世界気象機関)では、その要因は温室効果ガスの増加による長期的な地球温暖化傾向と一致していると発表しています。さらに、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、温室効果ガスの増加は、私たちの生活や生産活動が大きく関与していることを報告しています。本町においては、今年の降雪量が２年前に比べ半分以下の数値となり、パウダースノーで知られる基幹産業の観光業に大きな影響が生じているだけでなく、気温・日照・雨量等の毎年の変動で農業への影響も懸念されます。

本町ではこれまで、地球温暖化対策を喫緊の課題と考え、「環境モデル都市」「SDGｓ未来都市」として様々な取組を進めてまいりました。しかし近年、加速度的に進行する気候変動は、今後も地球社会の存続を脅かし続けるものであり、このままでは未来を担う子どもたちへ持続可能な社会を引き継ぐことはできない、という強い危機感を抱いています。そこで、本町はここに気候非常事態を宣言し、2050年には地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指します。そして、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処して自然や社会のあり方を調整していく「適応」を両輪とする先進的な取組に挑戦してまいります。

今、世界では新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。コロナ危機からの回復にあたっても、化石燃料に過度に依存するのではなく、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

令和2年７月21日

「ニセコ町気候変動適応方針」の概要

１　方針策定の趣旨

（１）策定の目的

気候変動への対処を明確にし、町民の暮らしや産業への影響をできる限り緩和し、将来にわったって暮らしを持続することができるよう取り組むため、「ニセコ町気候変動適応方針」（以下「方針」という。）を策定し、本町の考え方を明らかにする。

（２）位置づけ

本町が取組を進めていく気候変動への適応に関し、現時点での方針を取りまとめる。

なお、方針の期間は特に定めないが、おおむね５年ごとに見直しを行い、社会情勢や国の施策の変化などに応じて、必要があれば改定を行う。

２　ニセコ町の地域特性

地形や地目などの地理的特性、産業構造や将来人口の推計などの社会的特性について整理。
また、札幌管区気象台の公表資料などをもとに、気候・気象の変化と将来見通しを整理した。

気候・気象の変化	将来見通し（21 世紀末）
・年平均気温は 100 年あたり約 2.1℃上昇 ・夏日、真夏日の日数が増加、冬日、真冬日の日数は減少 ・降水量、降雪量は、年ごとの変動の幅が大きいが、明確な変化傾向はない	・平均気温は 20 世紀末を基準に 4.7℃上昇 ・夏日は年に約 55 日、真夏日は約 27 日増加 ・冬日は年に約 54 日、真冬日は約 47 日減少 ・大雨や短時間強雨の頻度が増加 ・年最深積雪、年降雪量は２割台の減少

注：気候・気象の変化は、主に倶知安測候所の観測値をもとにしている。
　　将来見通しは、倶知安（気温）、後志地方（年降水量）、北海道日本海側（最深積雪、年降雪量）の予測。

３　気候変動による影響

環境省が令和２年 12 月に取りまとめた「気候変動影響評価報告書」などを参考に、ニセコ町において将来予測される影響について整理した。

分　野	将来予測される主な影響
農林業	品質・収量の減少（一部は向上も）、新たな病害虫や雑草の発生
水環境・水資源	積雪の減少や融雪の早期化による水資源の不足、渇水の頻発化・長期化・深刻化
自然生態系	野生生物の分布の変化、外来種の侵入・定着
自然災害	洪水をおこす大雨事象の増加、土砂災害の発生件数の増加
産業・経済活動	自然資源を活用したレジャーへの影響
健康・住民生活	熱中症や感染症のリスク増加、短時間強雨等によるライフラインへの影響

４　適応に関する基本的な考え方と取組の方向性

（１）基本的な考え方

気候変動の「緩和」（CO_2 排出量の削減）に取り組んでもなお、気候変動の影響は残ることから、それを回避・軽減するため、以下の基本方針の下、取組を推進していくこととする。

（２）基本方針

○基本方針１：科学的知見に基づく情報の収集

地域特性などに応じた適応策を検討・推進するにあたり、情報の収集・整理に努める。

○基本方針２：地域の実情に応じた気候変動への適応の取組の推進

３で整理した影響をもとに、関連する分野における適応の取組を推進する。

分　野	主な取組の方向性
農林業	新たな品種や栽培方法の導入、生産基盤の強化
産業・経済活動	関係機関との協働による調査研究の推進
自然環境（水環境、自然生態系）	モニタリング調査を通じた影響の把握、水環境の保全の推進
自然災害	防災体制の整備や地域防災力の向上、治水対策などの推進
健康・住民生活	対策・予防の啓発、災害に強い水道施設や交通基盤の整備推進

○基本方針３：町民、事業者等の理解及び行動の促進に資する情報の発信

気候変動への適応の重要性について理解・行動につながるよう、広報や啓発活動を行う。

ニセコ町の開発規制の考え方

○規制は、観光業をはじめ産業振興のブレーキとならないか？

ニセコ町での開発は、単に基準をクリアするのではなく、情報公開により、住民等の納得と協力を得るプロセスを重視します。

この過程で、開発に対する地元住民の理解や信頼を得ることは、開発そのものの価値が高まり、将来にわたってよりよい運営につながるものと考えています。環境や景観といった現在の町の価値が担保されてこそ、本町での開発に価値があると言えます。

ニセコ町らしい開発の提示・共感
環境に配慮する姿勢こそ企業ブランドとマッチ

ぶれずにあえて遠回りしてでも、
結果としてニセコブランドの価値を企業と共に高めていく

II.ルール・開発規制



R7.10.1 改正

◇令和７年４月１日より審査基準変更、10 月１日より手続き変更◇

ニセコ町景観条例説明資料

－開発事業編－

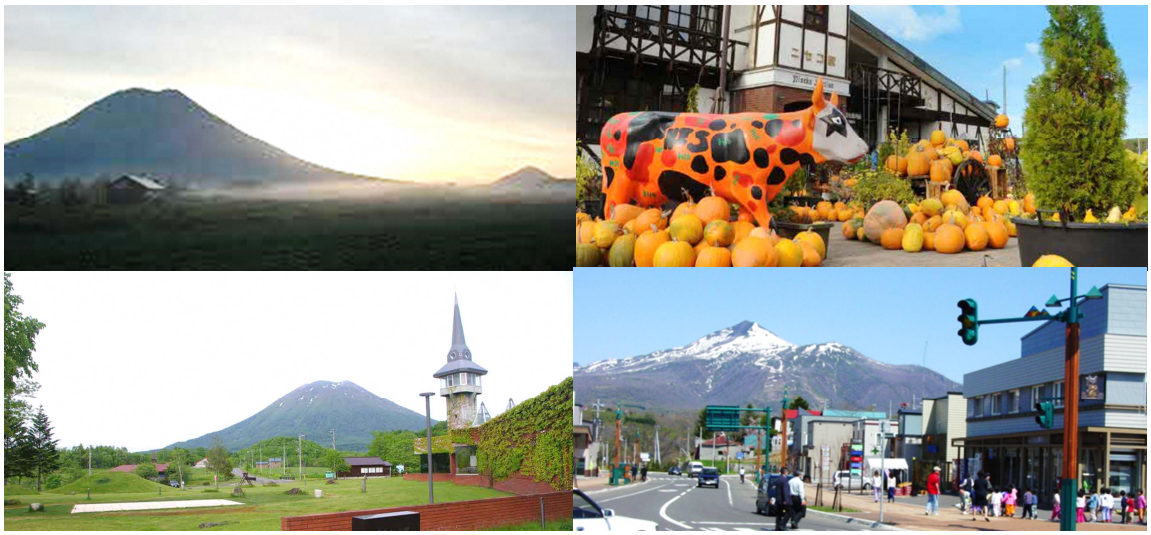

ニセコ町について

ニセコ町は、北海道の南西に位置し、東に国立公園「羊蹄山」、北に国定公園「ニセコアンヌプリ」を望み、また町の中央には清流日本一にもなった尻別川が流れる、豊かな大自然に囲まれた農業と観光の町です。

ニセコ町は、自然環境や生活環境、農村景観など貴重な地域資源を将来にわたって維持していくために、まちの憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例や景観条例などのさまざまなルールを定めています。

これは、住民がまちづくりの主役であることと、地域の貴重な財産である自然環境や景観などを乱開発から守り、その価値を永続的に維持し利用していくことが、ニセコ町にとって大切であると信じているからです。

またニセコ町のまちづくりの根本には、有島武郎が遺した住民自治の原点となる「相互扶助」の精神が脈々と受け継がれ、まちの地域力の素地となっています。

こうしたルールと精神への理解を開発事業者（事業者・設計者・施工者）のみなさまにも深めていただき、将来にわたって地域資源を守り、持続的に活用し、事業活動を維持・発展させる基盤としていただきたいと考えています。

住民・開発事業者など関係する方々の相互の理解と尊重のもとに、地域と共生する持続的で魅力的な開発事業を進めていただくことが、付加価値を生むことにつながり、ニセコ町全体でともに進める持続可能なまちづくりになっていくと考えています。

1　ニセコ町景観条例について

＜ニセコ町景観条例＞

ニセコ町は、秀峰「羊蹄山」や「ニセコアンヌプリ」などの山系に囲まれ、町の中心を清流「尻別川」が流れ、美しい四季を織り成す自然環境に恵まれたまちです。良好な景観は、自然や風景と調和した営みから生まれ、地域の産業や文化、歴史が長い年月を経て積み重ねられたなかで築かれてきた貴重な地域の財産です。

ニセコ町景観条例（以下、「条例」といいます。）は、美しく雄大なニセコの風景を守り育て、豊かな自然の恵みを将来の世代に伝えることを目的に平成 16 年(2004 年)10 月 1 日に施行した条例です。

＜対象地域＞

本条例の対象地域は、町内全域となります(町内には、国立公園、国定公園、農業振興地域、森林地域、特定用途制限地域、景観地区などの様々な規制もあります)。

＜景観づくりの担い手とそれぞれの責務＞

ニセコ町の景観づくりは、町内を流れる大小さまざまな河川や山岳景観、雄大な農村風景、市街地の緑地など地域共有の貴重な財産を守るため、自然環境の調和と地域全体の秩序ある土地利用に配慮していきます。農村、市街地、自然公園、それぞれにふさわしい景観が形成されるようよう、住民、開発事業者（事業者・設計者・施工者)、行政が互いに連携して景観づくりを進めます。

※R3.4.1 改正により、事業者同様の責務を設計者・施工者にも定めました。

・住民等の責務

景観づくりの主体であることを認識し、自らの生活する環境の保全に努めるとともに、景観づくりに関わり、それぞれの立場から景観づくりに寄与するように努めなければならない。

・事業者の責務

自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

・設計者・施工者の責務

自らの設計及び施工が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

・行政の責務

条例の目的達成のため、自ら景観づくりに努めるとともに、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、その推進に努めなければならない。また施策の実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

ニセコ町景観条例 ～抜粋～

2　協議が必要な開発事業

下記の表に該当する行為（開発事業）を行おうとする事業者は、条例第 28 条の定めにより、事業を開始する 30 日前(建築基準法、都市計画法、景観法その他関連法令に基づく申請が必要な場合はいずれもその申請前)までに事業の内容及び工事施工方法などについて、町と協議しなければなりません。

また、町との協議にあたっては、原則として①事前景観調査（地域の景観に与える影響を事前に調査）や②住民説明会（景観上影響を及ぼす恐れのある地域を対象とした説明会）をしていただくことになりますので、それらの事前調整（事前協議）が必要になります。

種	類（景観条例）		基　　準（景観条例）	準都市計画、特定用途制限地域、景観地区内の取扱
(1)	建築物の建設 （新築・改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更・移転） ※改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更・移転にあっては、これら後の建築物の規模が右記基準を超える場合に協議対象		高さ10メートルを越えるもの	左記の規定のほか、準都市計画区域（特定用途制限地域、景観地区）のルールが適用されます。 （詳細はパンフレット「ニセコ町で建築をお考えの皆さまへ」を参照ください）
			延べ面積が1,000㎡を越えるもの（1,000㎡以下であっても隣接して一団の建設を行い、その規模が合算して1,000㎡を超えるものを含む。）	
			※改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更にあっては、これらに係る床面積の合計が10㎡以下のものを除く	
(2)	工作物の建設※2 （新築・改築・増設・外観の模様替え・色彩の変更・移転） ※改築・増設・外観の模様替え・色彩の変更・移転にあっては、これら後の工作物の規模が右記基準を超える場合に協議対象		高さが10メートルを超えるもの	
			門、堀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの、または太陽電池発電設備で、高さ5ｍを超えるもの	
			築造面積が1,000㎡を越えるもの（1,000㎡以下であっても隣接して一団の築造を行い、その規模が合算して1,000㎡を超えるものを含む。）	
			※改築・増設・外観の模様替え・色彩の変更にあっては、これらに係る築造面積の合計が10㎡以下のものを除く	
(3)	環境及び景観に影響を及ぼすおそれがある工場及び事業場（新設・改築・増設・移転） ※用途の変更により右記の工場及び事業場になる場合を含む。		産業廃棄物処理施設	左記の規定によらず、「特定用途制限地域」のルールが適用されます。 （詳細はパンフレット「ニセコ町で建築をお考えの皆さまへ」を参照ください）
			砂利採取場	
			岩石採取場	
			コンクリートプラント、アスファルトプラント等危険物の貯蔵又は処理に供する工作物	
			パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯施設	
			専ら異性を同伴する客の宿泊施設	
			ゴルフ練習場	
			ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンドの給油所	
			観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
			その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの	
(4)	土　　地	土地の区画形質を変更する事業	面積が5,000㎡を超えるもの（5,000㎡以下であっても当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。）	景観地区にあっては、左記の規定中「5,000㎡」を「3,000㎡」に読み替えるものとします。
		上記をしない事業	主として建築物の建築の用に供する目的で当該土地を分割し他の者に販売する事業や当該土地の利用用途を変更して行う事業で、その面積が5,000㎡を超えるもの（5,000㎡以下であっても当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。）	

※１　協議期限
　開発事業を開始する30日前まで。ただし建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合、景観法・ニセコ町景観地区条例に基づく計画認定申請または許可申請が必要な場合、都市計画法に基づく開発行為許可申請が必要な場合はいずれもその申請前まで。

※２　工作物の定義
　(ｱ)　門、堀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
　(ｲ)　煙突その他これらに類するもの
　(ｳ)　物見台塔その他これらに類するもの
　(ｴ)　通信用鉄塔その他これらに類するもの
　(ｵ)　彫刻、記念碑その他これらに類するもの
　(ｶ)　石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設
　(ｷ)　風力発電設備
　(ｸ)　太陽電池発電設備
　(ｹ)　その他町長が指定し、告示したもの

＜開発事業における一団の判断基準＞

開発事業に関し、隣接して行われる開発事業が、一体性のある開発事業と認められる場合は、「一団の開発事業」として、これらの開発事業面積を合わせた全体を協議対象とします。一団の開発事業として認められる判断基準は以下の通りです。

ア　行為主体の同一性について

開発事業者（所在が同一若しくは役員が重複している法人又はグループ企業等で　ある場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を含む。）、土地所有者などが同一人であるもの。

イ　利用目的の一体性について

道路や上下水道等の公共施設の共有や区域の間で専用利用などがあるもの。

ウ　物理的位置関係について

隣接（連続した土地だけでなく、所有権の異なる土地や官地を隔てた土地をいう。ただし、片側２車線以上の道路や河川等の公共施設により隔たれている場合など、明らかに一体的な利用が困難と判断されるものは除く。）しているもの。

エ　時期的関係について

建設や造成などの時期が近く（2 年以内）、開発事業が計画的・連続的に行われるもの。

（注意事項）

・この判断基準は、ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準によるものであり、北海道が取扱う開発行為等の運用とは異なります。

・将来的に一団の開発事業となる計画がある場合は、まずはご相談ください。

【 開発事業の一団の判断フロー 】

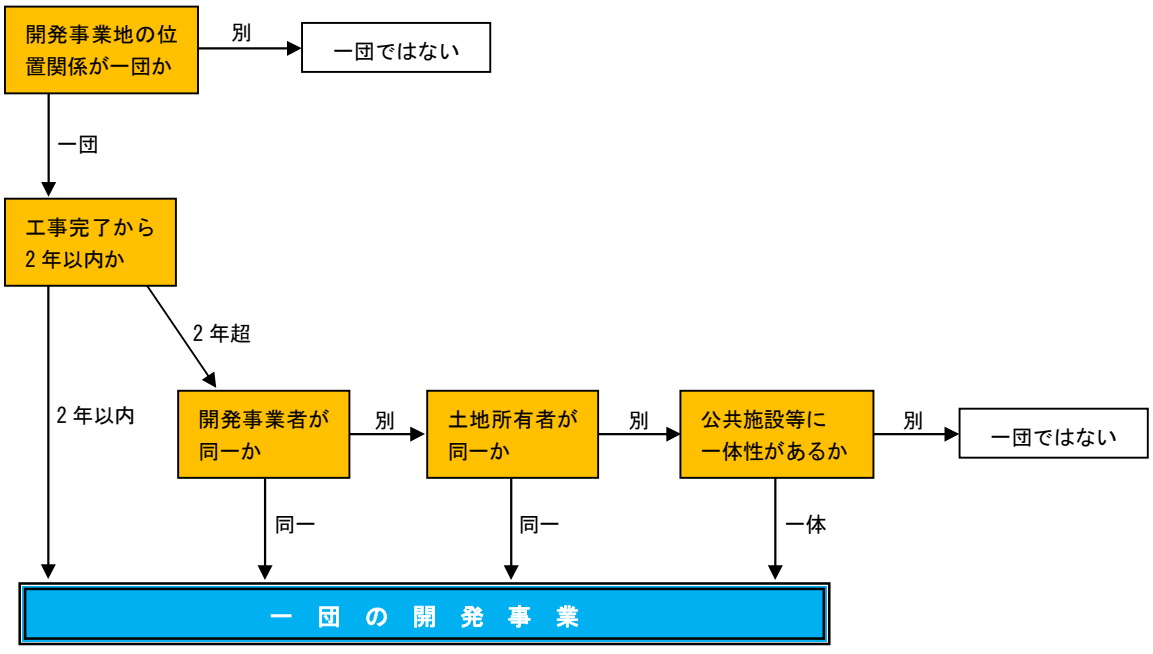

3　事前協議から開発着手までの流れ

事前協議（協議前の相談の段階）から開発事業の終了届出までの事務の流れは、下記のフロー図のとおりです。事例にもよりますが、事前協議から同意まで長期間を要するケースが多くなっています。事業スケジュールに余裕のある計画とし、早めにご相談ください。

なお、フロー図は開発事業協議の一般的な例を示したものですので、必ずしもすべての事例にあてはまるものではありません。

事前協議フロー図【追加　2025 年 10 月以降の条例改正による追加箇所】

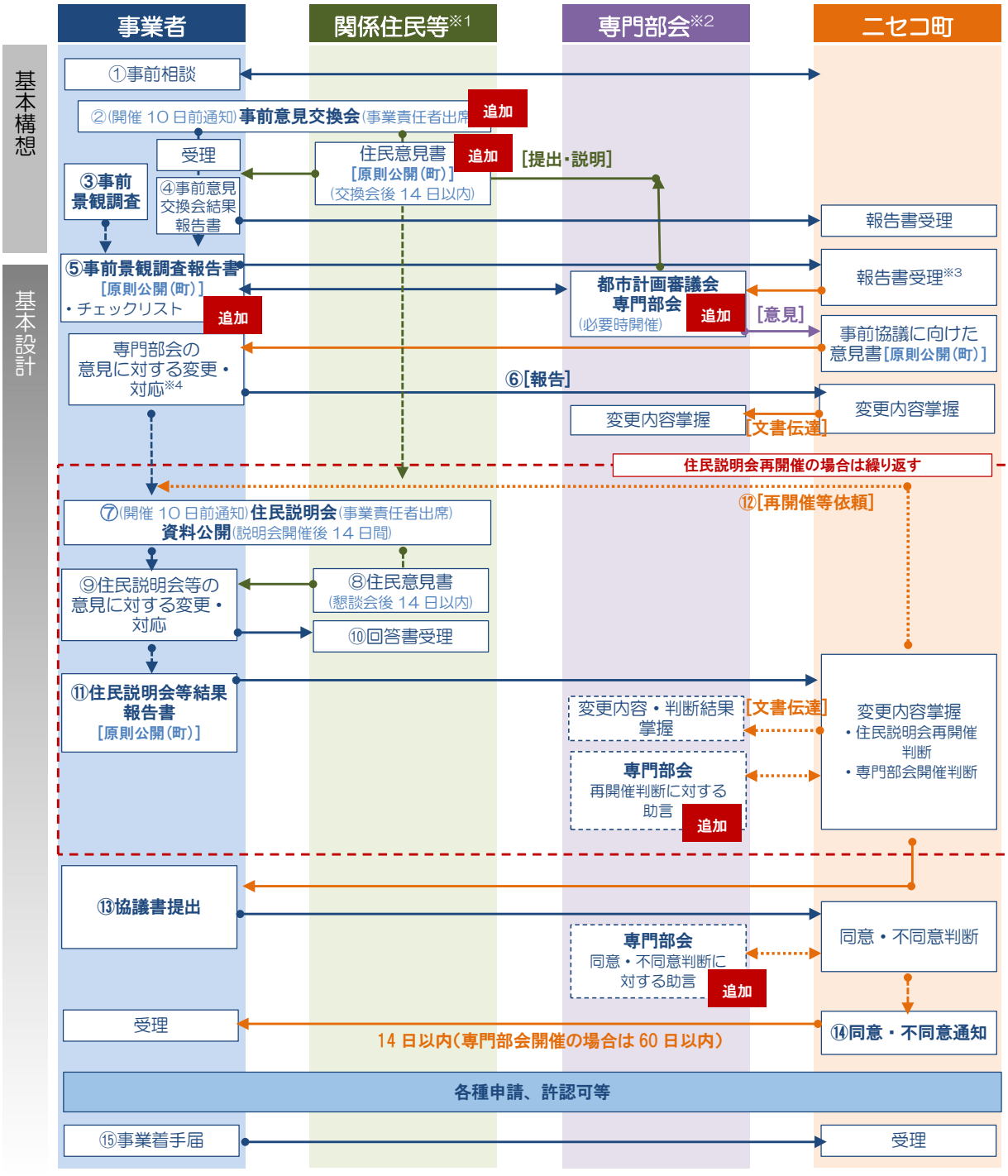

＜補足説明＞

(1)　フロー図①の事前相談の際には、開発事業予定地と事業の概要がわかる図面等をご用意ください。また、協議が必要な工作物等を借地または新規購入地に建設しようとする場合は、地権者との協議前にニセコ町との事前協議をしていただきますようお願いします。

(2)　フロー図②の事前意見交換会では、まずは計画地をしっかり確認いただいた上で、地域住民との意見交換により、計画地の特徴、周辺状況、地域住民の暮らしや思いなどを把握していただきますようお願いします。

(3)　フロー図⑤の事前景観調査報告の段階で、明らかに同意できない計画については、指導・助言することがあります。

(4)　フロー図⑦の住民説明会及び資料公開は、関係住民等に事業の概要と事業完了後の景観状況を把握してもらうことが目的ですので、わかりやすい資料を使って説明してください。

(5) フロー図⑦の住民説明会及びフロー図⑧の意見書の提出において、景観条例の内容とは関係ない質問等もあると思いますが、できる限り回答してください。

(6)　開発事業の実施予定内容が景観上の影響を及ぼすものでない場合には、フロー図⑦の住民説明会及び資料公開を必要としないこともあります。その際に関係住民等から説明要請などがあった場合は、真摯に対応してください。

(7)　フロー図⑪の住民説明会等の結果報告と事業計画の内容を踏まえて、事業計画の見直しや追加説明などが必要となった場合は、指導・助言と併せてフロー図⑫の説明会及び資料公開の依頼をすることがあります。

(8)　事前意見交換会後、事前協議対象外（規模等の縮小・事業中止等）となった場合、事業者は関係住民等へその旨を周知してください。

(9)　その他、計画を進めるうえで、必要と考えられる他法令等に関することもあわせて検討してください。

※1　関係住民等：景観条例第２条第９号に規定する関係住民等（景観条例施行規則第３条：開発事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者、開発事業予定敷地の属する自治会の町民、開発事業予定敷地の属する自治会と隣接し、開発事業の影響が懸念されると町長が認めた自治会の町民、開発事業予定敷地の属する景観協定・コミュニティ協定を締結した区域内の町民）

※2　専門部会：ニセコ町都市計画審議会条例第８条に基づく専門部会

※3　事前景観調査結果報告書を踏まえて、専門部会・住民説明会等を省略する場合がある。

４　開発事業の進め方　～ 開発事業の協議に関する指導審査基準（一部抜粋・補足加筆）～

⑴ 事前相談・事前協議

事前協議は、開発事業者にニセコ町の景観への取り組みを知っていただくとともに、条例第４条から第６条の２に定める、町、町民、事業者、設計者等の責務が果たされるために行うものです。

したがって、開発事業計画の内容が町として明らかに同意できないものであるときは、開発事業予定敷地や事業内容の変更等必要な助言を行う場合があります。

⑵ 事前意見交換会について

事前協議を進めるうえで、開発事業予定敷地周辺に暮らす方々との対話を重ね、景観づくりに対する相互理解を深めていただくことは、とても重要と考えます。そのため、基本構想段階（配置計画・ボリューム検討時点）で、関係住民のみなさんと事前意見交換会を開催し、開発事業予定敷地の現状、特徴などを把握していただくようお願いします。

事前意見交換会では、住民と事業者が直接意見交換できるよう、当該事業における責任者の出席をお願いします。事前意見交換会で事業者・住民双方の意向を確認した上で、土地造成や建物の規模など基本設計を行ってください。

ア　関係住民等への開催通知：開催する 10 日前までに、回覧その他の方法により関係住民等に公表、町長に通知してください。

イ　事前意見交換会での必要資料：特に定めていませんが、事業者名、場所、用途については最低限記載してください。

⑶ 事前景観調査について

開発事業の協議を進めるにあたり、はじめに「当該事業の実施により、景観上影響を及ぼす恐れのある地域」を対象に事前景観調査を行っていただきます。

事前景観調査が必要な場所は次のとおりです。

ア　公道及び不特定多数の者が出入りする場所（公共施設や集客施設など）から開発事業の全部又は一部を確認できる地域

イ　条例に定める景観協定を締結した地域（現在のところ該当地域なし）

ウ　条例に定めるコミュニティ協定を締結した地域（１地域）

エ　条例に定める重要景観等の指定を受けた建築物等が望まれる地域（※現在は該当なし）

オ　条例に定めるふるさと眺望点から望まれる地域（町内に２カ所あり）

⑷ 事前景観調査報告書について

事前景観調査報告書として、次の書面を提出してください。具体的な作成例は、別添の作成例を参考にしてください。

ア　開発事業の概要を把握できる図面等

事業箇所図（付近見取図）	事業予定地の場所をわかりやすく地図に明記した図面
建築物、工作物の図面 （２　協議が必要な開発事業の⑴～⑶の場合）	概ね 200 分の１の縮尺による配置図（外構平面図）、平面図、立面図
土地の区画形質変更等の図面 （２　協議が必要な開発事業の⑷の場合）	概ね 500 分の１の縮尺による外構平面図（土地利用計画図）
その他	建築物、工作物のスケール感をイメージできる写真、イラストなど

イ　開発事業予定敷地の現地写真に開発事業のイメージを投影した図面等

イメージ投影図	概ね８方向から開発事業予定地を撮影した写真に建築物等のイメージを投影するなどの必要な加工をした図面。縮尺は任意。
イメージ投影図で使用した写真を撮影した場所を示す図面	概ね 25000 分の１の縮尺の地図に撮影した場所を明記した図面

※　イメージ投影図の作成にあたっては、予定地の近い場所から撮影した写真だけではなく比較的遠くから撮影した写真も使用して、地域景観への影響を的確に把握できる図面としてください。また、付近に公共施設、集客施設及び公道等がある場合には、当該箇所から撮影した写真も使用してください。

ウ　ニセコ町建築ガイドラインの配慮事項におけるチェックリスト

チェックリスト	様式に沿って地区別の景観及び雪処理に関しての配慮の有無と配慮した点を記載

⑸ 専門部会の開催について

町は、事前景観調査報告書を審査した後、必要に応じて都市計画審議会内に設置した専門部会を開催し、専門家の意見・助言を求めます。専門部会を開催した場合は、開催後、専門家からの意見を事前協議に向けた意見書としてお伝えしますので、意見書を踏まえ対応した内容を町に報告してください。

ア　事業者は、専門部会に出席し、開発内容や住民からの意見に対する対応について説明をお願いします。

イ　意見書を提出した関係住民等は、専門部会に出席し、意見の内容を説明することができます。

⑹ 住民説明会の開催について

ア　説明会の開催依頼について

町は、専門部会からの意見書に対する事業者の対応内容を踏まえて、開発事業者に説明会の開催を書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。数回にわたり説明会を開催する必要がある場合は、その都度、町から開発事業者及び自治会の長等に依頼します。

イ　説明会の開催告知について

開発事業者は関係住民等に開発事業の説明会を告知するにあたって、次の点に留意してください。

(ｱ)　通知、回覧等は、書面で行ってください。

(ｲ)　関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、説明会の開催について協力を依頼してください。関係自治会の所在等については、町からお知らせします。

(ｳ)　自治会の協力により関係住民等への周知が行われる場合は、関係住民等に対して直接通知を省略することができます。

(ｴ)　関係住民等への告知は、説明会を開催する日の 10 日前までに行ってください。

(ｵ)　関係住民等への告知に併せて、町への告知も行ってください。町は説明会の開催について町のホームページ等でお知らせします。

ウ　説明会の開催方法について

開発事業者は開発事業の説明会の開催方法について、次の点に留意してください。

(ｱ)　関係自治会の長等と相談の上、説明会の開催場所・日時等について決めてください。

(ｲ)　説明会は、関係住民等に事業の概要と事業完了後の景観状況を把握してもらうことが目的ですので、図面などの資料等を使ってわかりやすく説明してください。

(ｳ)　事前意見交換会と同様、当該事業における責任者の出席をお願いします。

エ　説明会の開催を要しない場合の関係住民等への配慮について

町は、事前協議または事前景観調査報告書を審査した後、景観上の影響が軽微と判断され説明会の開催を要しないと判断した場合、開発事業者に関係住民等への配慮について書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。この場合でも、次の点に留意してください。

(ｱ) 開発事業予定敷地に隣接する住民には、事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対して事業概要の周知を行ってください。

(ｲ) 関係住民等から説明会の開催依頼があった場合には、誠実に対応してください。

(7) 資料の公開について

ア 資料の公開依頼について

町は、事前景観調査報告書を審査した後、開発事業者に資料の公開を書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。数回にわたり資料を公開する必要がある場合は、その都度、町から開発事業者及び自治会の長等に依頼します。

イ 資料の公開告知について

開発事業者は関係住民等に開発事業の資料の公開を告知するにあたって、次の点に留意してください。

(ｱ) 通知、回覧等は、書面で行ってください。

(ｲ) 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、資料の公開について協力を依頼してください。関係自治会の所在等については、町からお知らせします。

(ｳ) 自治会の協力により関係住民等への周知が行われる場合は、関係住民等に対して直接通知を省略することができます。

(ｴ) 関係住民等への告知は、資料を公開する前日までに行ってください。

(ｵ) 関係住民等への告知に併せて、町への告知も行ってください。町は資料の公開について町のホームページ等でお知らせします。

ウ 資料の公開方法について

開発事業者は開発事業の資料の公開方法について、次の点に留意してください。

(ｱ) 資料の公開は、(ｵ)の図書により、関係住民等に対し通知、回覧等で行ってください。

(ｲ) 関係住民等以外の方に対しても、開発事業者が指定する場所（ニセコ町内に限る。）における閲覧やホームページ等の広く閲覧することができる方法により資料の公開を行ってください。

(ｳ) 資料の公開期間は、説明会の開催日から 14 日間としてください。この期間と合わせてさらに公開することもできます。

(ｴ) 資料の公開期間中に、関係住民等から意見書が提出された場合は、意見に対する見解を書面で、関係住民等に周知してください。

(ｵ) 資料の公開に必要な図面等

事業概要書	開発事業の位置、規模、用途、予定工期、開発事業者、問合せ先
事業箇所図（付近見取図）	事業予定地をわかりやすく地図に明記した図面

建築物、工作物の図面 （２　協議が必要な開発事業の(1)～(3)の場合）	概ね 200 分の 1 の縮尺による配置図（外構平面図）、平面図、立面図
土地の区画形質変更等の図面 （２　協議が必要な開発事業の(4)の場合）	概ね 500 分の 1 の縮尺による外構平面図（土地利用計画図）
イメージ投影図	概ね 8 方向から開発事業予定地を撮影した写真に建築物等のイメージを投影するなどの必要な加工をした図面。縮尺は任意。
イメージ投影図で使用した写真を撮影した場所を示す図面	概ね 25000 分の 1 の縮尺の地図に撮影した場所を明記した図面
その他町長が必要と認めるもの	

エ　資料の公開を要しない場合の関係住民等への配慮について

町は、事前協議または事前景観調査報告書を審査した後、景観上の影響が軽微と判断され資料の公開を要しないと判断した場合、開発事業者に関係住民等への配慮について書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼します。この場合でも、次の点に留意してください。

(ｱ)　開発事業予定敷地に隣接する住民には、事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対して事業概要の周知を行ってください。

(ｲ)　関係住民等から資料の公開依頼があった場合には、誠実に対応してください。

(8) 住民説明会の開催結果及び資料の公開結果の報告について

説明会及び資料の公開後は、速やかに次の書面を提出し、結果を報告してください。また説明会時に対応できず、後日対応したものについても併せて報告してください。

関係住民等説明会等結果報告書	条例施行規則様式第 20 号
説明会の出席者名簿	住所、氏名を記載したもの
説明会等で使用した資料	説明会及び資料の公開に使用したもの（その後、関係住民等に追加提出したものも含む）
資料の公開における意見書及び回答書の写し	関係住民等から提出された意見書及びそれに対する回答書の写し
その他	結果報告書に記載しきれない場合は別紙にて添付してください

(9) 住民説明会の再開催及び資料の再公開について

町は、説明会及び資料公開の結果報告を確認した後、必要と判断した際は、改めて説明会の開催及び資料の公開を開発事業者に書面で依頼するとともに、関係自治会の長等にも協力を依頼する場合があります。また事業内容の変更等必要な助言を行う場合があります。

(10) 開発事業の審査基準について

協議のあった開発事業に町が同意をするにあたっては、ニセコ町景観条例施行規則第 24 条に定める審査基準のほか、次の点を考慮して決定します。

ア　事業予定地が景観協定等の区域内の場合

条例に規定する景観協定及びコミュニティ協定を締結した区域内においては、開発事業の内容が、協定で定める事項に反しないか

イ　事業予定地が農村地域の場合

これまでに形成されてきた丘陵、田園景観が阻害されることがないか。

ウ　事業予定地が市街地の場合

これまでに形成されてきた街並み景観に配慮し、かつ新たな景観要素としてニセコの街並みにふさわしいか。

エ　事業予定地が自然公園地域またはその周辺の場合

樹木の伐採や土地の形状変更が最小限度に抑えられており、かつ自然景観が阻害されることがないか。

(開発事業の審査基準)

第２４条　条例第３１条で規定した審査の基準は、ニセコ町建築ガイドラインに記載された景観及び雪処理に係る配慮事項によるものとする。

ニセコ町景観条例施行規則 ～抜粋～

ニセコ町建築ガイドライン

ニセコ町は、東に羊蹄山、北のニセコアンヌプリ及び南の昆布岳に囲まれた丘陵地に、清流尻別川をはじめとした無数の沢が流れ込んでいます。この豊かな自然環境や生活環境、農村景観など貴重な地域資源を将来にわたって維持していくために、まちづくりの憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例、景観条例、地下水保全条例、再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例等の各種条例を定めています。

建築や開発事業の計画・設計、工事、維持管理にあたっては、建築ガイドラインを参考に、各種条例・計画等で求められている事項・考え方等を十分に配慮して進めてください。

ダウンロードはこちら→

https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/10848/49989/guidelines.pdf

(11) 公益目的による開発事業の取り扱いについて

鉄道事業者や通信事業者などの公共機関（公益的な事業を営む法人）が、地域の公益上必要な開発事業を行う場合は、町は、協議内容を審査するにあたって公益上の目的が達成されるようできる限りの配慮をします。開発事業者におかれても、景観との調和が図られる事業となるようできる限りの努力をしていただきますようお願いします。

(12) 協議書について

条例第 28 条の規定による協議は、開発事業の区分に応じた次の書面を提出してくだ

さい。また申請は、事業を開始する 30 日前(建築基準法、都市計画法、景観法その他関連法令に基づく申請が必要な場合はいずれもその申請前)までに行ってください。

開発事業協議書	条例施行規則様式第 14 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号のいずれか該当するもの
事業箇所図（付近見取図）	事業予定地をわかりやすく地図に明記した図面
建築物、工作物の図面 （２　協議が必要な開発事業の(1)～(3)の場合）	概ね 200 分の 1 の縮尺による配置図（外構平面図）、平面図、立面図
土地の区画形質変更等の図面 （２　協議が必要な開発事業の(4)の場合）	概ね 500 分の 1 の縮尺による外構平面図（土地利用計画図）
土地の区画形質変更等の図面 （２　協議が必要な開発事業の(4)の場合）	概ね 200 分の 1 の縮尺による変更前後の土地の形状がわかる図面（断面図等）
現況カラー写真	2 方向以上で、敷地及び敷地周辺の状況がわかるカラー写真
完成予想図書	

ニセコ町の景観づくりに関するホームページについて

ニセコ町が取り組む景観づくりの詳細については、北海道ニセコ町公式ウェブサイト（ホームページ）でご覧になれます。ニセコ町景観条例やニセコ町景観条例施行規則、ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導基準なども閲覧できます。ぜひご活用ください.

ホームページのアドレスは、下記のとおりです。

https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/jorei/keikan/keikan_jorei/

建築確認と計画認定の申請が必要です！！

景観地区（=準都市計画区域）内で建物や工作物を建てようとする場合は、工事を着工する前に建築確認申請の手続きと景観地区の計画認定申請の手続きが必要となります。

尚、ニセコ町景観条例に基づいて協議を必要とする開発事業については、申請手続きの前に協議を行っていただく必要があります。

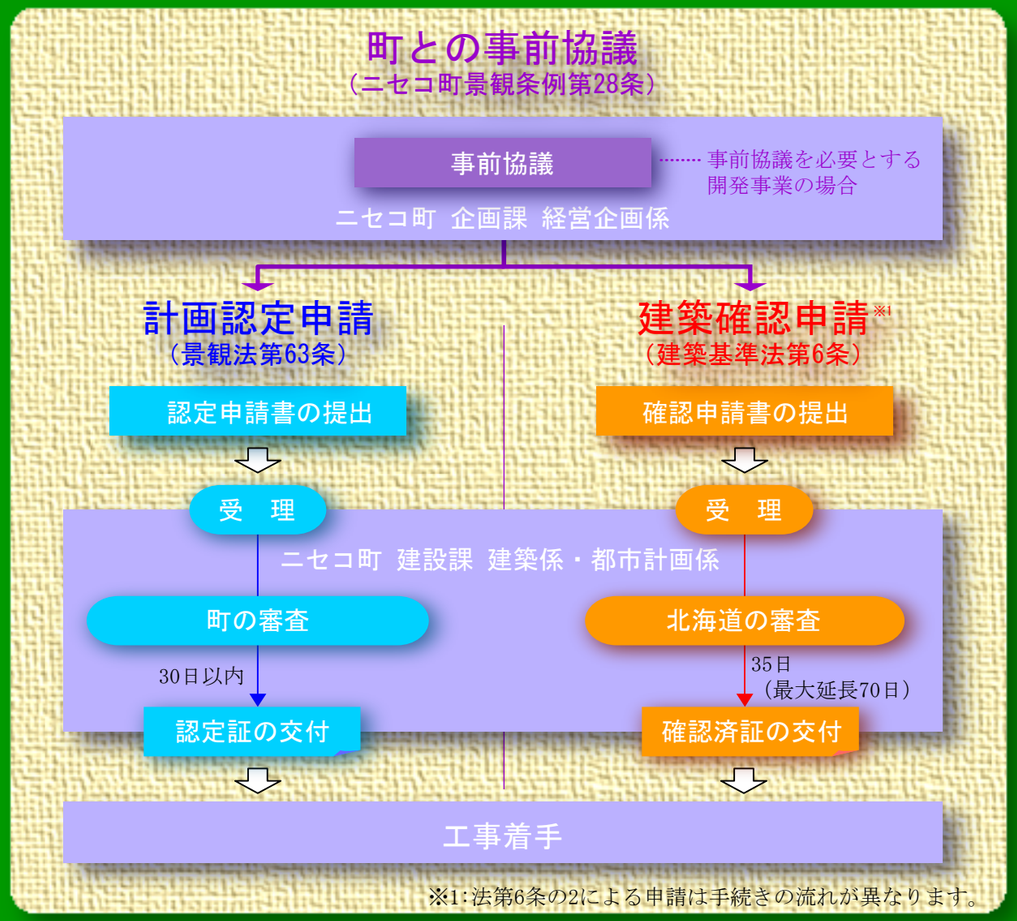

※1:法第6条の2による申請は手続きの流れが異なります。

●お問い合わせ：ニセコ町役場
〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 TEL0136-44-2121 FAX0136-44-3500
ニセコ町ホームページ http://www.town.niseko.hokkaido.jp/

○ 建築工事届・建築確認・準都市計画（景観地区・特定用途制限地域）に関することなど	建設課 建築係・都市計画係
○ 大まかな各種土地利用規制の区域を知りたいとき、ニセコ町景観条例や土地の取引に関することなど	企画課 経営企画係
○ 農業振興地域や農用地など農地の土地利用に関することなど	農政課 農業推進係 農業委員会
○ 地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採など森林地域に関することなど	農政課 畜産林務係
○ 自然公園地域（国立公園・国定公園）に関することなど	商工観光課 商工観光係
○ 埋蔵文化財包蔵地に関することなど ※教育委員会町民学習課は「総合体育館」内	教育委員会 町民学習課 TEL0136-44-2034（直通）

ニセコ準都市計画
景観地区・特定用途制限地域

ニセコ町では、ニセコ町の自然環境及び良好な景観、田園環境を積極的に保全していくことを目的に、ニセコ準都市計画の指定及び、景観地区、特定用途制限地域の都市計画を決定しています。

ニセコ町で建築をお考えの皆さまへ

【ニセコ町における各種規制等】

ニセコ町で建築物の建築や工作物の建設をお考えの方は、これらの規制にご注意下さい！！

● 建築工事届・建築確認：ニセコ町全域

町内で、10㎡を超える建築物の建築や解体工事を行う場合は、北海道知事への届出が必要となります。
また、準都市計画区域：□やニセコ町市街地：□では、全ての新築と延べ床面積10㎡を超える増築、改築、移転を行う場合は、建築確認申請が必要となります。
この外の地域では、特定の用途や一定の規模を超えた建築物の建築を行う場合は、建築確認申請が必要となります。

● ニセコ町景観条例：ニセコ町全域

町内で「開発事業」（高さ10mを超える建築物、一定規模を超える土地開発など）を実施する場合には、ニセコ町との事前協議が必要となります。

● 準都市計画区域（特定用途制限地域・景観地区）：□

準都市計画区域では、建ぺい率や容積率等の規定のほか、特定用途制限地域・景観地区の指定により、建てられない用途の建築物や工作物があるとともに、建築物の形態意匠や高さ等に制限があります。
（※詳しくは中のページをご覧下さい。）

詳しくは、各担当課窓口までお問い合わせ下さい。（裏面参照）

● 農業地域・農用地：ニセコ町内の各地に分布

農業振興地域内の農用地は、農業以外の目的で利用することはできません。

● 森 林 地 域：ニセコ町内の各地に分布

地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、事前に伐採届が必要です。

● 自然公園地域：▨

自然公園地域では、普通地域：□や第三種特別地域：□ごとに、高さ、建ぺい率、容積率、色彩等についての規制があり、行為の内容により届出、許可が必要となります。

● 埋蔵文化財包蔵地：ニセコ町内の各地に分布

町内には埋蔵文化財の包蔵地がありますので、建築・土木工事を計画した場合は教育委員会でご確認ください。

● 土地取引の届出：ニセコ町全域

10,000㎡以上の土地取引を行った場合は、土地取得者は北海道知事への届出が必要です。



準都市計画区域（景観地区・特定用途制限地域）内で建物などを建てるときは以下のルールが適用されます。

● 容積率・建ぺい率（建築基準法第52条・53条）

- 容 積 率：延べ床面積(a+b+c+d)の敷地面積に対する割合は２００％以内です。
- 建ぺい率：建築面積(a)の敷地面積に対する割合は５０％以内です。

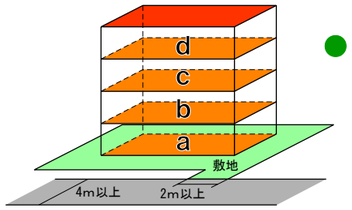

● 接道義務（建築基準法第43条）

建物を建てようとする敷地は、幅員４ｍ以上の道路に２ｍ以上接している必要があります。

● 開発行為（都市計画法第29条）

3,000㎡以上 の開発行為を行う場合は許可申請が必要となります。

● 屋根の形状（景観地区規定）

屋根形状は、勾配が3/10の傾斜屋根とするように務めてください。（努力規定）

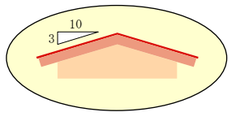

● 外観の色彩（景観地区規定）

けばけばしい色の使用面積は、各立面の1/10を超えてはいけません。

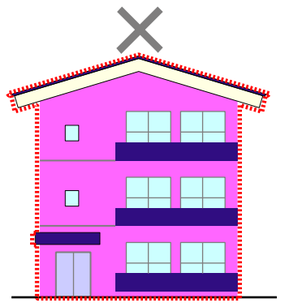

● けばけばしい色とは？

色相・明度・彩度の３つの属性で表示された「マンセル表色系」において、彩度の値が一定の値よりも高い色をけばけばしい色としています。
けばけばしい色の彩度の値は、色相ごとに異なります。

下表の彩度の値を超える色彩がけばけばしい色となります。

マンセル表色系による色相	R（赤）	YR（黄赤）	Y（黄）	B（青）	左記以外の色相
屋根色の彩度	10	8	6	6	4
外壁色 及び工作物色の彩度	8	8	6	4	4

● マンセル表色系とは？

色を定量的に表す国際標準の色票で、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現します。

表示例　10R（色相）　6／（明度）　3（彩度）

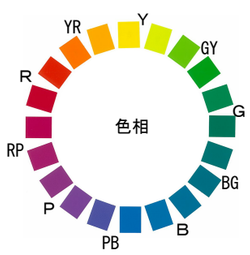

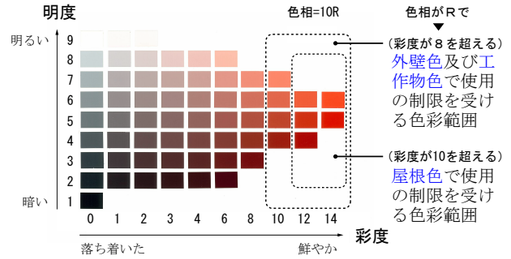

● 高さの制限（景観地区規定）

建物や工作物の高さは１５ｍを超えて建てることはできません。

●高さの特例

以下の条件を全て満たした場合は、特例として２５ｍまで認められます。

①建物がホテルや旅館である



②建物の高さと同じ距離だけ道道・町道から離れている



③10,000㎡以上の許可を受けた開発行為区域内に敷地がある



④敷地内に２０％以上の緑化を行っている



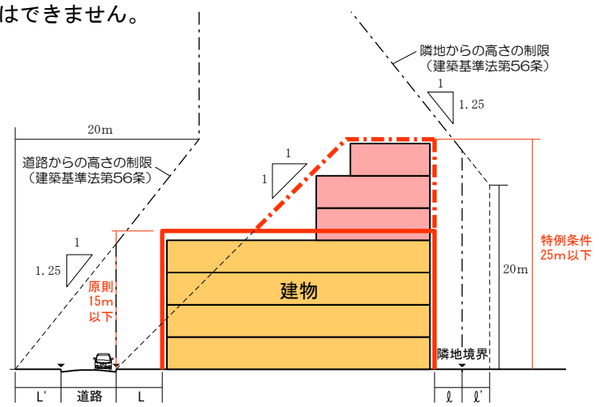

● 壁面や工作物の位置の制限（景観地区規定）

- ●道道・町道：道道・町道からは５ｍ以上後退して下さい。
- ●その他の道路や隣地：その他の道路や隣地からは３ｍ以上後退して下さい。（小規模な物置等は構いません）

● 敷地面積の制限（景観地区規定）

建物を建てる場合は、３３０㎡以上の敷地面積がなければなりません。
ただし、景観地区施行以前からある３３０㎡に満たない敷地をそのまま使用する場合に限り建物を建てることができます。
他の土地を含めて３３０㎡に満たない場合は建てることはできません。

従前からある土地 250㎡ → 景観地区施行後

- 250㎡ → そのまま使用 → ○建てられます
- 250㎡ +80㎡ → 土地を足して３３０㎡以上 → ○建てられます
- 250㎡ +50㎡ → 土地を足して３３０㎡未満 → ×建てられません

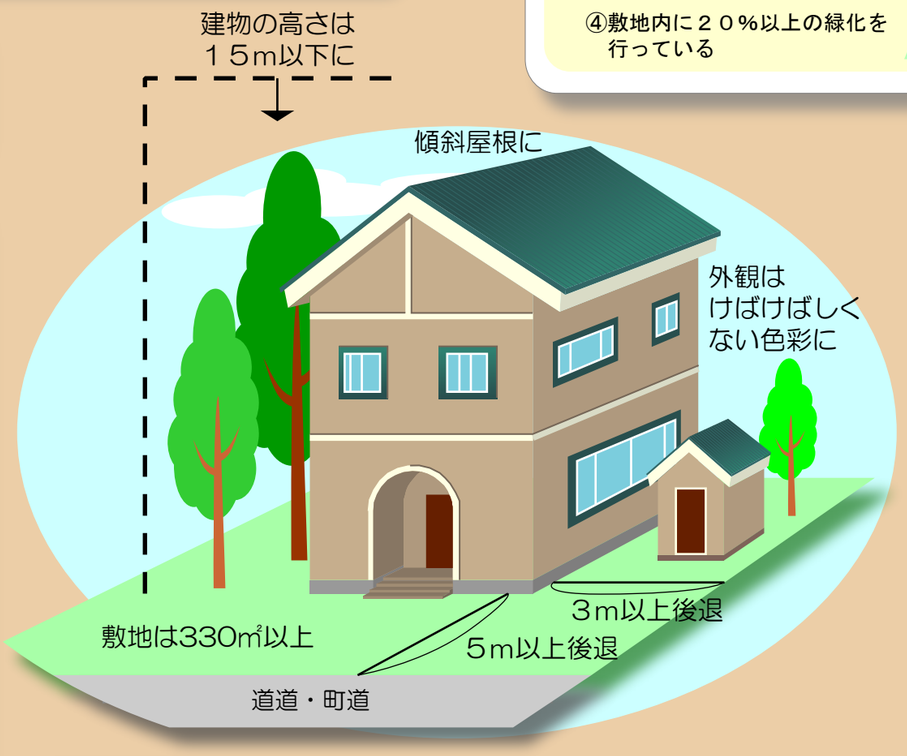

● 開発行為の緑化（景観地区規定）

3,000㎡以上 の開発行為を行う場合は３％の緑地の外に７％以上の緑化を行う必要があります。

● 建てることのできない建物・工作物（特定用途制限地域規定）

特定用途制限地域（準都市計画区域）内では以下の用途の建築物や工作物を建てることはできません。

1. マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの
2. キャバレー、ダンスホールその他これらに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く）
3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
4. カラオケボックスその他これに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く）
5. 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの
6. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
7. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場（ただし、せっけん、手すき紙、ガラス、瓦等の製造などは除く）
8. 危険性や環境を著しく悪化させるおそれがある工場
9. 産業廃棄物処理施設
10. ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所
11. 倉庫業を営む倉庫
12. ゴルフ練習場
13. クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
14. 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設（ただし、屋内施設は除く）

町道への接続（取付道路）について

町道から自分の土地への出入りの際、取付道路を設置する場合には、届け出が必要となります。また、既存の道路側溝を埋めて取付道路を設置する場合は、維持管理上φ450のコンクリート管を設置することとなります。その他、取付道路幅等の詳しい要件については、都市建設課土木管理係までご相談ください。

河川放流について

開発行為の事業区域の雨水排水・汚水を河川に接続して放流する際は、届け出が必要になります。雨水排水については、河川の水位がどのように変化をするか検証していただき、汚水については原則50ｔ／日までとなります（水質については後志総合振興局環境生活課の管轄となります)。その他、橋梁設置等の詳しい要件は、都市建設課土木管理係までご相談ください。

ニセコ町水道水源保護条例について

条例の目的は　？

ニセコ町総合計画（第 4 次・平成 14～23 年度）
　基本構想　　：　空気と水と大地を大切にします。
　基本計画・方針　：　未来に向けた持続的な自然環境の保全
　取り組み　　：　生活用水の安定供給・環境基本計画の実行
ニセコ町環境基本計画（平成 14～23 年度）
　水環境のまちニセコ・将来にわたって自然環境に恵まれた豊かな生活
　　よい環境を子どもたちに残したい。

ニセコ町環境基本条例（平成 16 年 4 月施行）
　第 13 条　町は、水源地、河川、湖沼、湿原等の環境保全に努め、健全な水循環と安全な水の確保のために必要な対策を講じなければならない。

⇩

ニセコ町水道水源保護条例の制定

条例によって、町水道事業の水源地（水道の取水口）

周辺への建物等の設置が規制されます。

なぜ建物等の規制が必要か。
　建物によっては、水源の水質を汚染する可能性のある建物だったり、水源の枯渇を招くおそれのある場合があり、水源保護の目的を達成するために建物の規制をします。

規制対象施設の決定　（第 8 条及びニセコ町水資源保全審議会設置条例）
水源保護地域に建物を設置しようとした場合は、
　①建設してよい建物か、建設できない建物かを判断します。
判断する基準は、
　①審議会の意見を聴きます。(8-3)
　②審議会は必要がある場合は、水道の知識のある者、設置をする者、関係地域の町民から意見を求めることや調査をすることができます。
結果の通知がされます。(8-4)
　①規制対象施設と認定されると建設は出来ません。
　②規制対象施設ではないと認定されると建設はできます。

罰則などは ？

この様な場合は、罰則があります。（第１１条・第１２条・第１４条・第１６条関係）

※　協議をしないまま建物を立てている、使用していると判明した場合。（12-1-1）

※　建てて良いかどうか結論が出ていないうちに建てている場合。（12-1-2）

※　建ててはいけないと判断されたのに建物を建てようとしている場合。（12-1-3）

※　協議や説明会を開催しない場合（11-1）

①勧告や中止命令をします。（11-1）

②勧告や中止命令に従わないときは､氏名等の公表や告発をすることにより罰則が与えられます。（14-1・16）

なお、氏名の公表の前にその者より意見を述べる機会を与えます。（14-2）

勧告や命令に従わない場合は、氏名の公表や懲役、罰金があります。
（第 14 条、第 16 条関係）

水道水源周辺に建物を建てようとする場合は

水源保護地域の確認をします。（第８条・第１０条関係）

①水源保護地域に入っていない場合は、協議の必要はありません。

②保護地域内の場合は、町へ協議書を提出し内容を協議することになります。（8-1）

③事前に説明会を開催し、関係住民に事業内容や水源の汚染防止方法を説明し、場合によっては関係住民と協定を交わすことになります。（10-1・10-5）

建設できる施設か、できない施設か通知があります。（第８条）

① 規制対象施設ではないと判断され建設する場合、汚染防止などの対策を取る条件が付される場合があります。（8-2）

②規制対象施設と認定されますと施設の建設はできません。

ニセコ町水資源保全審議会では、専門家による委員が慎重に審議した内容や、町長へ報告がおこなわれます。（8-3）

○ 協議対象施設とは（第 2 条関係）→町の許可が必要となる施設等

・給排水を利用する施設
・砂利採取場、岩石採取場及び鉱物を掘採し、又は土石を採取する施設
・産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物を保管する施設
・水質汚濁防止法に定める特定施設

○ 規制対象施設とは（第 6 条）→設置を禁止される施設等

・水道の水質を汚染するおそれのある施設
・水源の水量に影響を及ぼすおそれのある施設
・水源涵養となる樹木の伐採が必要となる施設
・取水を目的として水源の枯渇を招くおそれのある施設

ニセコ町地下水保全条例を施行しています

（令和６年９月１日施行）

この条例は、ニセコ町内の地下水の枯渇および地盤沈下を防止するために、**地下水の採取について必要な規制**を行うとともに、町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全することにより、町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的としています。

「地下水の採取」にあたり、１日 10 立方メートルを超える井戸の掘削を検討する場合は許可申請が必要になります（1 日 10 立方メートル未満のものは届出が必要）。

ニセコ町地下水保全条例　抜粋

（地下水の採取の許可）

第 5 条 町内で 1 日 10 立方メートル以上の地下水を採取するため井戸を掘削しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとする場合も、同様とする。

2 町長は、前項の場合において、次条に定める許可基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。

3 国又は他の地方公共団体が地下水を採取しようとするときは、町長との協議が成立することをもって、第 1 項の許可があったものとみなす。

4 町長は、第 1 項の許可に必要な条件を付することができる。

(許可基準)

第 6 条 地下水の採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。

(1)地下水の有効的な利用に支障がないこと。

(2)既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。

(3)採取する地下水の用途が必要かつ適当であること。

(4)他の水をもって代えることが困難であると認められること。

【詳細はニセコ町公式 HP をご覧ください】

https://www.town.niseko.lg.jp/

【提出資料のダウンロードは以下をクリック】

「トップページ」➡「町政・まちづくり」➡「環境」➡「水資源保護」➡

「地下水の保全」のページにある各申請書をダウンロード（PDF または Word 形式）

お問い合わせ先

ニセコ町役場 企画環境課 環境モデル都市推進係

TEL：0136-44-2121　FAX：0136-44-3500　Email:kankyo-e@town.niseko.lg.jp

ニセコ町地下水保全条例　フローチャート

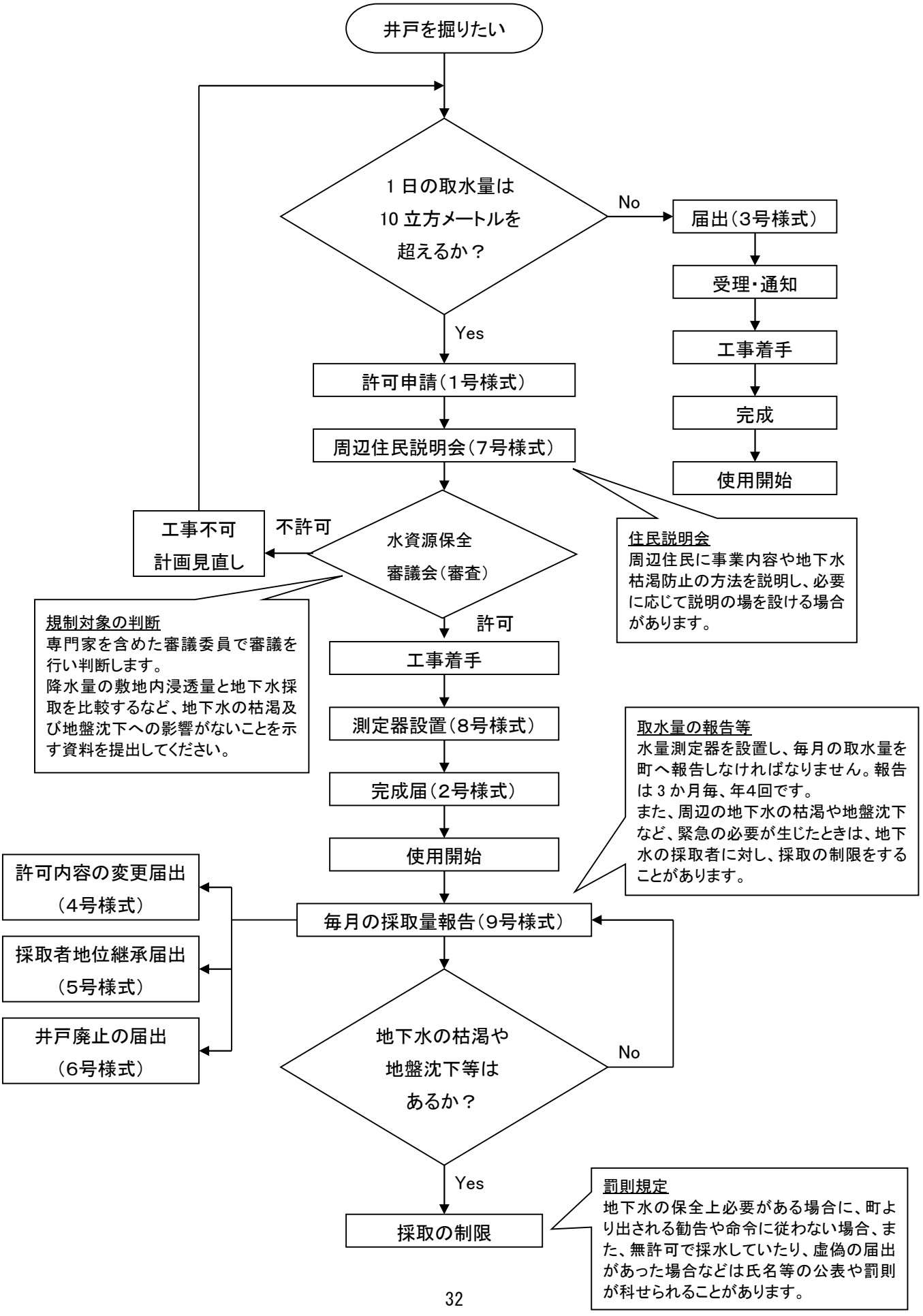

再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例について

（令和４年４月１日施行）

この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、町、事業者及び町民等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、脱炭素型の持続可能な地域づくりに資することを目的としています。

ニセコ町内における再生可能エネルギー事業の実施にあたり、**10キロワット以上の定格出力**をもつ再生可能エネルギー設備（建物の屋根、屋上及び壁面に設置するもの 並びに 家庭用のものを除く。）を設置しようとする事業者は、あらかじめ**設備設置計画の初期段階**に届出等を行う必要があります。

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例　抜粋

（届出）

第10条　町の区域内において再生可能エネルギー事業を行おうとする事業者のうち規則で定める者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

（１） 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

（２） 事業区域の所在地及び面積

（３） 設置する再生可能エネルギー設備

（４） 再生可能エネルギー事業の内容（再生可能エネルギー事業の廃止後において行う措置を含む。）

（５） その他町長が必要と認める事項

２　町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

３　第１項の規定により届出を行った事業者は、届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

４　第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例施行規則　抜粋

（届出）

第３条　条例第 10 条第１項の規則で定める者は、10 キロワット以上の定格出力をもつ再生可能エネルギー設備（建物の屋根、屋上及び壁面に設置するもの並びに家庭用のものを除く。）を設置しようとする事業者とする。ただし、定格出力が 10 キロワット未満の再生可能エネルギー設備であっても、同一事業者が当該事業区域に隣接して一団となる再生可能エネルギー設備を設置しようとする場合において、その定格出力が合算して 10 キロワット以上となるときは、当該設備を設置しようとする事業者を含むものとする。

２　条例第 10 条第１項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業届出書（様式第１号）及び再生可能エネルギー事業計画書（様式第２号）に次の書類を添えて行うものとする。

（１） 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係が分かる書類の写し

（２） ニセコ町景観条例（平成 16 年ニセコ町条例第 14 号）第 28 条に規定する開発事業に該当する再生可能エネルギー設備を設置する場合は、同条例第 33 条第１項の規定に基づく町の通知書の写し

３　条例第 10 条第１項の規定による届出は、再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階（法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前その他再生可能エネルギー設備の設置に係る各種申請、届出及び契約等の前をいう。）に行わなければならない。

４　省略

５　省略

本条例にかかる手続きの詳細や申請書のダウンロードは、ニセコ町公式ＨＰをご覧ください。

→　https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/kankyo/model/saienejourei/

お問い合わせ先

ニセコ町役場 企画環境課 環境モデル都市推進係

TEL：0136-44-2121　FAX：0136-44-3500　Email:kankyo-e@town.niseko.lg.jp

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例　フローチャート

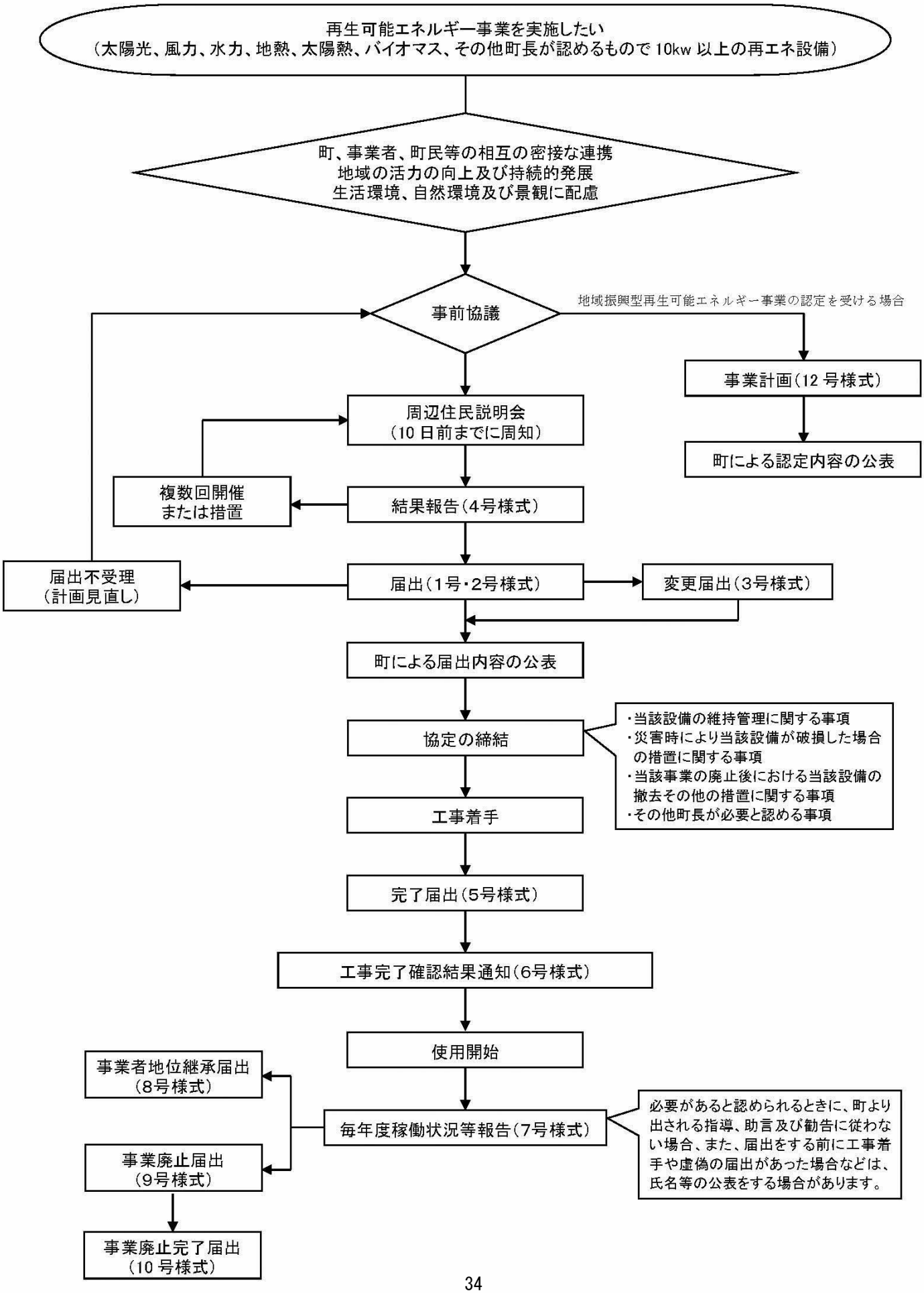

建築主・建築事業者の皆さまへ

令和７年４月から

ニセコ町気候変動対策推進条例

が施行されました

建築物のエネルギー性能に関する評価を行い、
環境への負荷低減を図るためにつくられた条例です。
下記１、２、３の実施をお願いします。



- １.建築物を新築する方（建築主）：下記①～③の検討義務
  - ①建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定
  - ②住宅は外皮平均熱貫流率（UA値）が0.28w/㎡k以下を満たすこと
    非住宅は一次エネルギー消費量基準（BEI）が0.8以下を満たすこと
  - ③再生可能エネルギー設備（規則 第２条参照）の導入
    - ※検討対象外の建築物あり（規則 第５条第２～４項参照）
    - ※ニセコスタンダード基準（UA値0.28w/㎡k以下）の戸建住宅と太陽光発電はニセコ町補助金あり
- ２.建築主：上記１検討結果の届出義務（導入しなかった場合も届出）
- ３.建築事業者：建築主が上記１を行うための情報提供



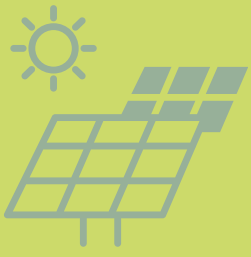

この条例は、脱炭素社会実現に向けた気候変動対策推進のため、町・事業者・町民・滞在者の責務を明らかにし、持続可能な地域経済の発展と良好な環境の継承に寄与することが目的です。

条例・規則

補助金

受付窓口：ニセコ町役場 企画環境課
E-mail：kankyo-e@town.niseko.lg.jp

ニセコ町で宿泊事業を始める皆様へ

ニセコ町では、令和６年１１月１日から宿泊税を導入しています。宿泊施設を経営される方が、宿泊税の特別徴収義務者となります。制度に関する説明、提出書類の案内をしますので、まずは**ニセコ町税務課へご連絡ください。**

ニセコ町税務課

電　話：０１３６－５６－８８３８　ＦＡＸ：０１３６－４４－３５００

メール：zeimu@town.niseko.lg.jp

◆宿泊税制度の概要

・納めていただく方：ニセコ町内の宿泊施設に宿泊される方

宿泊施設＝旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）を営む住宅

・納めていただく税額：１人１泊につき、下表のとおりとなります。

宿泊料金（1 人 1 泊あたり）	税　　額
5,001 円未満	100 円
5,001 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上 100,000 円未満	1,000 円
100,000 円以上	2,000 円

※宿泊料金とは
宿泊の対価として支払った額（飲食費や他の税、施設利用料などを除いた額）

◆徴収・申告納入方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、**宿泊者から税を受け取り**、原則として毎月、**町に申告納入**していただきます。

※所定の要件（目安として毎月の納入税額が 20 万円未満など）を満たす場合は申請により、３か月ごとの申告と納入に変更できる場合があります。

各種様式やよくあるご質問等宿泊税の詳細は、ニセコ町 HP をご覧ください。
⇒　https://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/tax/syukuhakuzei/zigyousyamuke_syukuhakuzei/

ニセコ町宿泊税

～ニセコ町宿泊税の目的～

優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことのできる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため。

税負担する宿泊者に加え、事業者・町民・地域全体の理解・協力が不可欠

～使途決定プロセス～

・使途の柱：①地域内交通の充実、②宿泊事業者の地球環境負荷の低減、
③観光人材育成・観光 DX 化等、④景観・環境保全対策、
⑤将来の観光需要への対応（基金）、⑥事務負担への支援

〇ニセコ町観光振興ビジョンの取組と整合・連動
〇事業化（予算化）にあたっては議会の議決
〇事業者・町民・地域全体の理解・協力を担保

・検 討 会：①宿泊事業者のみなさんを集めての使途検討会の開催
②事業者・町民も含めフリー参加での使途検討会の開催
※上記を複数回開催

・審 議 会：事業化に向けては、ニセコ町観光審議会で審議
※観光振興ビジョンの進捗管理と併せて
※過去の使途事業の実績・効果検証も併せて

・サイクル：検討会（宿泊事業者・町民）→事業検討→観光審議会
→予算提案→議会審議・議決→事業執行→検証

お問い合わせ：ニセコ町 商工観光課 TEL：0136-56-8843 MAIL：kankou@town.niseko.lg.jp

Niseko Town Tourism Promotion Vision　2023 年 7 月更新

ニセコ町観光振興ビジョン 概要

1. 背景と目的

前回の「ニセコ町観光振興計画」の策定から 10 年以上が経過し、観光を取り巻く状況は大きく変化しています。国が積極的なインバウンド政策を進める中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行（2020 年 1 月～現在）は、地域経済に深刻なダメージを与えています。観光リスクマネジメントの重要性が再認識されただけでなく、観光の在り方そのものが、大きな転換期を迎えています。

本ビジョンは、新たなスタンダードとなる持続可能な観光の国際基準「GSTC-D（Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations）」、及び観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を踏まえた計画とするとともに、**町民や町内事業者、観光協会、役場等が共有の認識を持ち、今後の目指すべき将来像など、次世代を見据えた観光地域づくりの方向性を示す計画です。（計画期間：2019 年度～2028 年度）**

2. ニセコ町観光の課題

【課題１】観光需要の季節変動

ニセコ町は通年型リゾートとして観光入込客数においては季節偏重を克服しつつありますが、宿泊客数においては、未だにオンシーズンとオフシーズンに大きな差があります。そのため、通年での雇用が限定的で、それがサービス水準の向上に取り組む上で障壁となっています。

【課題２】観光経済波及効果の向上

観光客の一人当たりの観光消費額は、国内では比較的高い水準にあります。しかし、観光業を支える材料（食材）やサービス、雇用等は町内だけではまかなえないため、観光消費による経済効果は町外に流出しています。それらの町内調達率を引き上げ、観光経済効果の最大化を図ることが地域経済全体にとって重要となります。

【課題３】二次交通（域内交通）の機能強化

2030 年度の北海道新幹線延伸や高速道路延伸により所要時間短縮や利用客の増加が見込まれています。新幹線駅等から町内へのアクセスをはじめ、二次交通の機能強化が喫緊の課題です。

【課題４】国際的な競争力の向上

道内はもとより、国内や海外の観光地との地域間競争が激化する中、他地域と差別化を図り、競争力の向上が課題となっています。国際的には「サステナブルツーリズムに取り組んでいない観光地は 10 年後に淘汰される」とも言われており、持続可能な観光地への歩みを加速させる必要があります。

【課題５】町民の観光に対するコミットメント（理解と参画）

観光は裾野の広い産業であり、観光客が域内で支払ったお金（観光消費）は直接的・間接的に町民生活や収入に影響を与えます。観光経済波及効果の「見える化」を進め、町民の観光に対す

る一層の理解を図るとともに、町民が地域の魅力を知り、観光を前向きに捉え、自ら参画する（楽しむ）ことが求められています。

ニセコ町観光の SWOT 分析

	強み（Strength）	弱み（Weaknesses）
内部要因	• 国内外のスキーヤー・スノーボーダーに知られた「パウダースノー」をはじめ、国際的リゾート地としてのブランド力、認知度の高さ • 日本百名山「羊蹄山」をのぞむ絶景、アンヌプリ連峰や清流日本一にもなった尻別川など、豊かな自然環境 • ユニークで多様な観光体験（登山、スキー、ラフティング等のアクティビティや食、温泉など）	• 新千歳空港や札幌などから、最短でも車で2時間程度かかる立地 • ニセコ町への交通アクセス、およびエリア内の域内の移動手段（2次交通、域内交通）が限定的（観光客の8割が自家用車・レンタカーを利用） • 多様な顧客ニーズを満足させるサービス提供（サービスの種類・品質）の不足
	今後の機会（Opportunities）	**今後の脅威（Threats）**
外部要因	• 北海道新幹線の延伸（2030年に新函館～札幌間の延伸により、隣接する倶知安町に新駅開業予定）、および高速道路（後志自動車道）の延伸 • 北海道・札幌でのオリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催（2030年開催を招致中／アルペンスキー会場） • 宿泊施設や観光施設等の新規開業	• 地域間競争の激化（特に冬季は、国内だけでなく、世界的なスキーリゾートが競合となる） • 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、観光リスク（疫病、気候危機、自然災害、戦争や不況等）の発生によるインバウンド客の急激な減少 • 過剰な観光開発等による自然環境への負荷増大やオーバーツーリズム（混雑や満足度低下）

3. 目指す将来像

課題を踏まえ、ニセコ町が目指すべき将来像を「町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート」とし、３つの目指すべき地域の姿を掲げます。ニセコ町の観光はパウダースノーや清流日本一になった尻別川、豊富な泉質の温泉に代表されるように、この地ならではの地形や気象が生んだ特別な自然に支えられています。それらの自然資源は未来永劫続く保証はありません。私たちには、それらを次世代につなぐ責任があります。「社会経済」「文化」「環境」の持続性を保ちながら、海外・国内の観光客だけでなく、町民からも愛され、信頼される国際リゾートとして、町民の暮らしと調和した観光地を目指します。

将来像　町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート

目指すべき地域の姿 1 成熟した通年型の国際リゾート	✓ オフシーズンのない、国内外から支持される地域 ✓ 環境に配慮したサービスや商品が提供されている地域 ✓ 魅力的な職場として若者から観光産業が選ばれる地域
目指すべき地域の姿 2 高品質・高付加価値の国際リゾート	✓ 自然・歴史・文化を活かした地域ならではの本物の観光体験（ユニーク＆オーセンティックな体験）ができる地域 ✓ 観光客が安全でストレスを感じずに楽しめる地域（アクセシビリティとユニバーサル）
目指すべき地域の姿 3 町民が誇れる国際リゾート	✓ 観光客・観光事業者・町民が互いを認め、地域の自然や文化の魅力を理解し、環境等に配慮した行動をしている地域 ✓ 町民が観光の恩恵を実感できる地域

4. 基本戦略と施策の方向性

目指すべき将来像を実現するため、３つの基本戦略とそれに紐づく施策の方向性について、下記に整理しています。施策の方向性に沿って、事業等の立案・実施に取り組んでいきます。

【基本戦略】	【施策の方向性】	
基本戦略1 観光産業の安定的な経済活動と地域貢献	1-1	季節変動の平準化と雇用の安定（従業員の所得向上・福利厚生の充実）
	1-2	観光事業における域内調達率（材料・雇用等）の向上
	1-3	観光事業者の地域コミュニティへの貢献（カーボンオフセット等）
基本戦略2 観光客の多様な価値観への対応と受入環境の整備	2-1	観光客への特別な観光体験（宿泊・食・アクティビティ等）の提供
	2-2	観光客・町民の地域資源（自然・文化・歴史）への理解促進
	2-3	安全で快適に観光できる受入環境の整備
基本戦略3 観光によって町民生活の質を高める	3-1	観光客の環境配慮型行動の喚起
	3-2	地域の魅力や観光の取組の情報発信（インナーブランディング含む）
	3-3	観光関連の起業を増やし、自然・文化の継承に寄与

5. 推進体制

持続可能な観光地マネジメントを担う中核組織として、ニセコリゾート観光協会を位置づけ、組織の機能強化を図ります。進捗管理（PDCA）については、ニセコ町観光審議会で、定期的に数値目標の評価（見直し）を行います。推進主体は、観光事業者だけでなく、町民をはじめ多様な主体が互いに連携・協働しながら、官民一体となって本ビジョンを推進していきます。

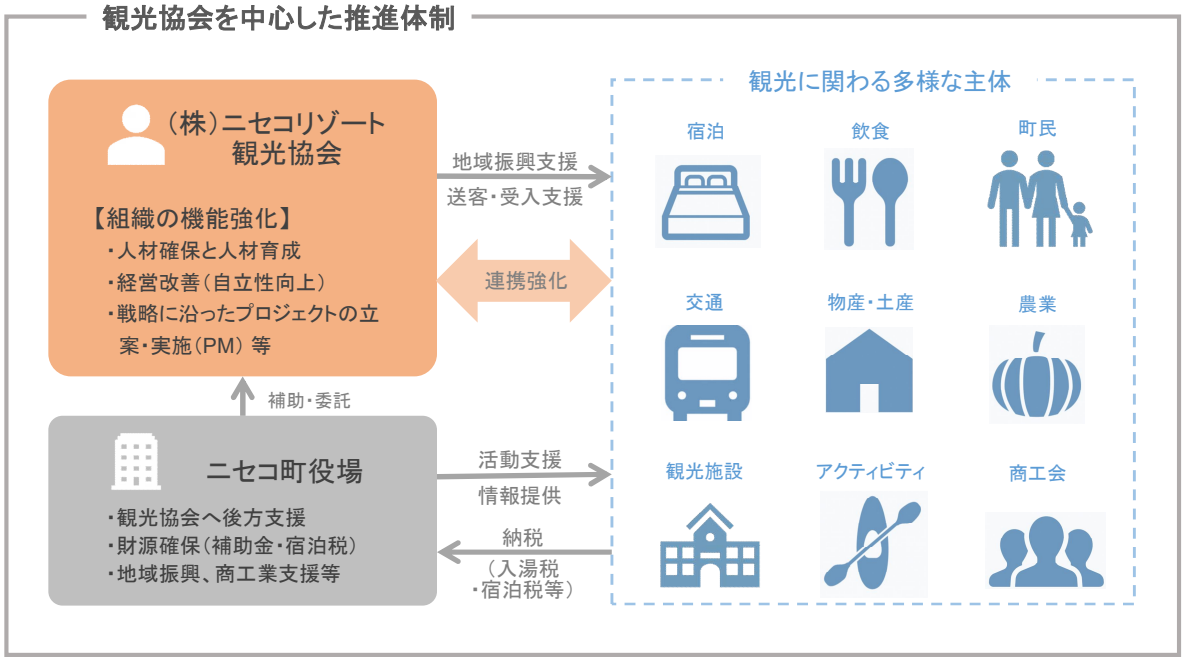

ニセコ町での開発事業者　御中

ニセコ町役場上下水道課

ニセコ町水道の接続に関する留意点について

ニセコ町の水道施設は、使用人口の多い都市部や昔から大型ホテルの使用を想定した倶知安町ヒラフ地区などと異なり、給水対象人口の少ない地域住民の飲み水を供給するために整備された「簡易水道」という小規模の水道運営施設であります。

また、各地区の水源は湧き水等を利用しておりますが、湧水量に限りがあるほか、配水池の容量も小さく、配水池から出る配水管も小さい口径で農村部の広い地域に配水している状況です。

そのため、水洗数の多い宿泊施設（ホテルや部屋数が多い簡易宿泊所、コンドミニアム等）や広い面積での別荘分譲・住宅分譲開発などが行われた場合、水源水量不足や配水池容量不足、配水管の口径不足などにより、下流域や場合によっては地区全体の水供給に支障が出る可能性も考えられることから、基本的な考え方として、道路沿線に建設する住宅程度（大きくても２世帯住宅（キッチン、トイレ、風呂を各２個程度以下））の水道設備を基本として、その水量を大きく超えるような開発等については地下水等を利用するようご案内しています（建築場所により、基本の規模を少々超える建物でも許可をする場合はあります）。

過去には町水道の確認をしないまま建築工事を進め、建築途中で水道接続不可となった事例もありますので、給水装置工事を受注された際には、必ず事前に設計図面等の参考資料を持参のうえ、上下水道課窓口にて給水の可否についてご確認ください。

ニセコ町の水道事業は、水道供給が始まってから現在に至るまで、規模の小さい水源や水をためる配水池、配水管など水道施設の能力を、地域の皆さんで分け合って使用してきている水道施設でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

公表用　ニセコ町水道事業　給水区域図（簡易水道・飲料水供給施設・専用水道）

ニセコ温泉郷地区飲料水供給施設
水源種類：湧水
計画最大給水量（1日）：15 ㎥
計画給水人口：100 人
浄水方法：滅菌のみ

いこいの村地区専用水道
水源種類：湧水
計画最大給水量（1日）：200 ㎥
計画給水人口：100 人
浄水方法：滅菌のみ

ニセコ地区
水源種類：湧水・地下水
計画最大給水量（1日）：690.8 ㎥
計画給水人口：304 人
浄水方法：滅菌のみ

曽我地区（第一・第二）
水源種類：湧水（第一）・地下水（第二）
計画最大給水量（1日）：466.8 ㎥
計画給水人口：599 人
浄水方法：滅菌のみ

市街地区
水源種類：湧水・地下水
計画最大給水量（1日）：1205.4 ㎥
計画給水人口：2,902 人
浄水方法：滅菌のみ

近藤地区
水源種類：湧水・地下水
計画最大給水量（1日）：135.8 ㎥
計画給水人口：364 人
浄水方法：滅菌のみ

福井地区
水源種類：表流水
計画最大給水量（1日）：116.5 ㎥
計画給水人口：310 人
浄水方法：膜ろ過（セラミック）

宮田地区（小花井・里見）
水源種類：表流水（小花井）・湧水（里見）
計画最大給水量（1日）：94.7 ㎥
計画給水人口：171 人
浄水方法：緩速ろ過（小花井）
滅菌のみ（里見）

桂地区飲料水供給施設
水源種類：湧水
計画最大給水量（1日）：15 ㎥
計画給水人口：100 人
浄水方法：滅菌のみ

本図面には民間の分譲地等に敷設された私設の給・配水管は記載していません。
また、公設の配水管も一部記載を省略しています。

凡　例

- 簡易水道給水区域
- 飲料水供給施設給水区域
- 専用水道給水区域
- 送水管等
- 配水管
- ニセコ町界
- 浄水場・配水池・ポンプ場等

III. 連携の取組


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標
1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

ふるさと納税制度（個人版）

共感パートナーシッププロジェクト

環境創造都市ニセコ町

ふるさと納税で
ニセコ町のまちづくりにご参加を！







国にさきがけ2004年から取り組んでいるニセコ町ふるさとづくり寄付事業は、みなさん一人ひとりの「ニセコ町への想い」を寄付金という形にして応援する制度です。

いただいた寄付金は、教育・文化活動やコミュニティ活動支援、産業振興、そしてニセコ町のすばらしい自然を未来に引き継ぐために大切に使用させていただきます。

また、ご寄付いただいた方とつながりを持つ、「ふるさと住民票」の取り組みも行っております。ニセコ町のまちづくり、ふるさとづくりに共感していただけるみなさん、ニセコファンのみなさん、応援を心よりお待ちしています。

取組の根拠：ニセコ町まちづくり基本条例第50条
（町外の人々との連携）
わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

寄付金は下記の事業に活用させていただきます

1、森林資源の維持、保全及び整備に関する事業
2、環境の保全及び景観維持、再生に関する事業
3、自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業
4、有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館特別展に関する事業
5、住民自治の醸成又はコミュニティの推進に関する事業
6、教育、スポーツの振興及び子育て環境整備に関する事業
7、住民福祉及び生活環境整備に関する事業
8、NPO及びボランティア組織の活動に関する事業
9、産業振興に関する事業
10、その他まちづくりに関する事業
11、町長が特に指定する事業（ニセコ高校の教育環境整備支援）



木育活動、自然エネルギー導入、教育・子育て支援、ボランティア活動支援など

住民税の寄付金控除の対象になります

この制度は、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みです。

個人の方が、市区町村や都道府県に2,000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から2,000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。

寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。

この制度による控除を受けようとする場合には、住所地の所轄税務署に確定申告する必要があります。

お問い合わせ先
ニセコ町 企画環境課経営企画係　ニセコ町ホームページ「ふるさと納税」
048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地　TEL 0136-56-8837　FAX 0136-44-3500
E-mail：kikaku@town.niseko.lg.jp
詳しくはホームページをご覧ください。　北海道　ニセコ町　検索

ふるさと納税制度（個人版）

ニセコファンとの連携＜ふるさと住民票＞

ニセコ町のふるさと住民票の特徴は・・・

華美な特典はありません。特典よりも、心のふるさととつながり、応援したい方。まだ発展途上にあるこの制度を「しなやかに」ご理解くださる方の登録をお待ちしています。

目的は・・・

「関係人口」の取り組みの一つとして、町出身者などを対象に、町とのつながりを一層深めてもらい、まちづくりに協力・参加してもらうとともに、ふるさと納税やU・Iターンにつなげることが目的。

ふるさと住民の皆様の役割は・・・

○ニセコ町を心のふるさととして愛し続けていただくこと
○ニセコ町に興味・関心を持ち、町の情報を自ら取得するよう努め、ふるさと住民自らがこころのふるさとに何ができるか考えていただくこと
○ニセコ町の魅力を自ら広報していただくこと
○ニセコ町とのつながりを大事にしていただくこと
○ニセコ町を自ら訪れて、その魅力を体感いただくこと
○ニセコ町の魅力向上に対する支援をいただくこと
○ニセコ町まちづくり基本条例を理解し、ニセコ町のまちづくりに関心をお寄せいただくこと





ニセコとともに
企業版ふるさと納税制度「ふるさとづくり寄付」

企業版ふるさと納税制度

共感パートナーシッププロジェクト



環境創造都市ニセコ町

SDGs未来都市ニセコ町のまちづくり ――― 一緒に進めませんか

ニセコ町長 片山 健也

ニセコ町は、国にさきがけ2004年からふるさとづくり寄付事業に取り組んできました。この取組は、みなさん一人ひとりの「ニセコ町への想い」を寄付金という形でお受けすることによる、新しいまちづくりの参加・応援制度です。これまでの個人を対象とした取組では一貫して過度な返礼は実施せず、いただいた寄付金を教育・文化活動や環境保全などニセコ町の価値を未来に引き継ぐ事業に大切に使用してきました。

2020年度から、ニセコ町のまちづくりに共感していただける企業様も、企業版として新たにこの取組の対象に加え、多様な参加・パートナーシップによる個性あるふるさとづくりを進めていきたいと考えています。ニセコ町のパートナーとしてまちづくりを進めていただける企業様の応援を心からお待ちしています。

取組の根拠：ニセコ町まちづくり基本条例第50条
(町外の人々との連携)
わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

ニセコ町からも共感企業を応援します！

情報共有 町ホームページや広報誌を通じて、パートナー企業様の取組・応援を紹介、また、応援いただいた取組の案内成果を随時報告

参加パートナー その後も寄付に限らない多様な参加・継続した関係を構築いたします

ふるさと納税（企業版）がより利用しやすくなります！

最大9割控除

2020年からは最大約9割控除に！

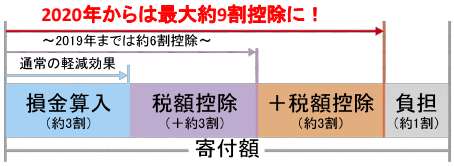

[企業版ふるさと納税の流れ]

1 法人等 寄付の検討 — 寄付の検討・相談 10万円から寄付が可能！

2 ニセコ町 取組実施 — 取組の実施。寄付時期の相談 取組開始2020年4月～

3 法人等 寄付の払込 — 寄付の払込 取組完了前の払込も可（条件有）

4 ニセコ町 寄付の検討 — 寄付の受入・領収書交付 町ホームページ等で寄付の紹介

5 法人等 税の申告 — 税の申告 最大約9割が控除



企業版ふるさと納税第1号
宮坂商店様

企業版第1号として、宮坂商店様から「鉄道文化遺産の保全・展示事業」にご寄付いただきました。

ニセコとともに
企業版ふるさと納税制度「ふるさとづくり寄付」

NISEKO

ニセコ町と未来へ

共感パートナーシッププロジェクト例

共感くださる企業パートナーを募集しています。





環境と社会と経済の相乗効果

SDGs～未来へ向けた持続可能なまちづくり～

- 新たな街区「NISEKO 生活・モデル地区」での持続可能な開発
- 地域木材等の利活用促進、域内調達率向上に向けた取組（地域ポイント）
- 安心、安全な暮らしを支える計画的なインフラ投資



○環境モデル都市
「エネルギーも未来型」

- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入などCO2 の86%削減に向けた取組
- 景観、水環境の保全



○子育て支援・教育
「未来は子どもたちがつくる」

- キッズパークの運営、幼児センター・こども館の機能強化
- 地域人材による公営塾の運営
- 外国語教育、食育、スキーなどスポーツ教育の充実
- ニセコ高校の特色ある活動の展開、海外での修学旅行・研修・留学の実施



○文化・コミュニティ
「大事な価値を未来へ」

- 情報共有、住民参加によるまちづくりの推進
- 有島記念館、あそぶっく、ニセコ中央倉庫群を核にした文化・芸術・歴史の充実
- ニセコハロウィン、絵本ワールドなど多様で多文化な交流イベントの開催
- ニセコルール（スノーリゾートニセコを支える唯一無二のルール）

このほかにも様々なプロジェクトを実施していきます。 第3期ニセコ町自治創生総合戦略に位置付けられた取組が寄付の対象となります。

お問い合わせ先
ニセコ町 企画環境課経営企画係 ニセコ町ホームページ「ふるさと納税」
048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 TEL 0136-56-8837 FAX 0136-44-3500
E-mail：kikaku@town.niseko.lg.jp
詳しくはホームページをご覧ください。 北海道 ニセコ町 検索

企業版ふるさと納税

共感パートナーシッププロジェクト　一例

『共感』がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業

R6予算：2,422万円

2022年～

企画環境課経営企画係





全国初の自治基本条例に基づく住民自治のまちづくりの実践、「環境モデル都市」や「SDGs未来都市」の取組など、ニセコ町がこれまで取り組んできたまちづくりに対し、町民に加え、町外のニセコファン・ふるさと住民や企業からいただいている『共感』について、モデル・先導となる環境を中心とした多様な連携事業の積み重ね・発信によりその価値を高め、さらなる『共感』による多様な連携が自発的に創発され、好循環に結び付けることを目指します。これにより環境・経済・社会の三側面など様々なまちづくりの分野で相乗効果を発揮し、地域の持続可能性を高めることを目的としています。

＜主な取組＞

・まちづくり会社を中心とした多様な連携の推進体制の構築
・モデル・先導となる環境を基軸とした多様な連携モデル事業の展開
・連携創発をうむ『共感』形成に向けた「住民参加」と「情報共有」の実践

＜R6寄付者＞※申出順に掲載
株式会社リストデベロップメント 様
株式会社サンコー 様

企業版ふるさと納税

共感パートナーシッププロジェクト　一例

地域資源活用に向けた地域林業会社事業

R6予算：2,413万円

2019年～

農政課林業再生係



地域商社の役割は
森林整備・素材生産体制を構築し地域の森林資源を（再）価値化することで
木材流通・高付加価値化、森林サービス産業の創出へと展開し
これらを連関させることで持続可能な森林経営の推進を図り
並行して域内消費の拡大を図る仕組みを構築し
域内経済循環の実現・発展へと結びつけていくこと

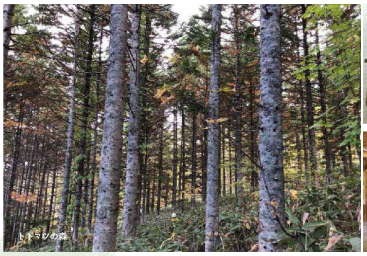









コロナウイルスによる暮らしの変化や脱炭素社会、ウッドショックなどにより森林・木材に対する関心の高まりに合わせて、まずは森林空間の価値向上・体験の創出など森林を身近に感じてもらえる取組をアプローチします。また、未整備森林を多く抱える森林管理、依然として低いニセコ町産木材の供給体制を整えつつ、町産材製品の開発・拡販、体験プログラムを通した関係人口の創出、人材育成を図ります。

＜主な取組＞

・官民連携による林務体制の再構築
・ニセコ町産材の循環機能となるニセコモデルの森林整備機能・交流型木材加工施設（遊休施設利活用）の試験運用
・町産材製品のマーケティング、循環の始動
・関係人口創出を見据えた体験プログラムの開発
・デジタルコミュニティ通貨連携による域内経済循環、情報発信、関係・共感人口の創出
・林業・木材加工従事者の人材確保・育成

共感パートナーシッププロジェクト　一例

持続可能な観光地域づくり（GSTC)

R6予算：1,559万円　　**2021年～**　　商工観光課商工観光係

グリーン・デスティネイションズ
2023シルバーアワード、世界の持続可能な観光地TOP100選2年連続受賞
GSTC公式トレーニング実施

国連世界観光機関（UNWTO） ベスト・ツーリズム・ビレッジ選定

COP26　グラスゴー宣言署名

ニセコ町は、国際観光リゾート地として、また環境モデル都市・SDGs未来都市として、観光分野でも持続性を保ち、海外・国内の観光客だけでなく、町民からも愛され、信頼される観光地域づくりを進めていきます。

＜観光振興ビジョン＞
将来像
町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート
・成熟した通年型の国際リゾート
・高品質・高付加価値の国際リゾート
・町民が誇れる国際リゾート

＜令和6年度の主な取組＞
・サスティナビリティコーディネーター配置・支援
・地域事業者の国際認証取得支援
・GSTCコンテンツ造成
・ベストツーリズムビレッジ交流事業　など

共感パートナーシッププロジェクト　一例

気候変動対策推進事業

R6予算：1,350万円　　**2024年～**

企画環境課環境モデル都市推進係

地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、町、事業者及び町民等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、脱炭素型の持続可能な地域づくりに資することを目的とする中で、町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる取組の促進を図ります。

＜令和6年度の主な取組＞
・ニセコスタンダード補助金（案）制度の制定による一般家庭や事業者への太陽光発電設備導入、及び新築高性能住宅の建設への補助による支援





ニセコミライ（SDGs街区）第一工区のソーラーカーポート　上：秋　下：冬

企業版ふるさと納税

共感パートナーシッププロジェクト　一例

ニセコ高校新寮整備事業

R7予算：13億円　　**2025年～2026年**

総合教育課高校教育係



ニセコ高校は、全国から生徒を募集する「地域みらい留学」を実施しており、域外の生徒が急増しています。ニセコ高校の最高目標である「シビックプライドを持ったグローバル人材の育成」を推進し、新寮をフィールドに地域住民や企業との連携やデジタル技術を駆使した起業家教育を産官学と協働しながら取り組んでまいります。

このほか、豪雪対応型の太陽光発電設備を導入し、将来的な脱炭素寮を目指します。また、個人空間と共用空間のバランスを考慮し、共同生活を通じた絆を創出しつつ、セキュリティや防災対応などの安全面も配慮し、多様な価値観を持つ若者同士のコミュニケーションを促進するための拠点施設を整備します。

＜整備内容＞

構造・規模：木造・2階建

定員：68人

整備内容：ユニット部屋、個室、食堂、談話室、自習室、中庭など

整備費：建設工事12億円、付帯工事1.3億円、備品整備0.7億円







ニセコとともに
企業版ふるさと納税制度「ふるさとづくり寄付」

農業も



観光も



食も



人材も





発行：ニセコ町企画環境課　E-mail:kankyo-e@town.niseko.lg.jp
TEL:0136-44-2121(役場代表）0136-56-8837（課直通）